

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する
手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」
に対する意見書

2022年（令和4年）10月18日
日本弁護士連合会

目次

第 1	民事執行.....	2
第 2	民事保全.....	25
第 3	破産手続.....	34
第 4	民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続.....	58
第 5	非訟事件.....	59
第 6	民事調停.....	71
第 7	労働審判.....	80
第 8	人事訴訟.....	88
第 9	家事事件.....	103
第 10	子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）.....	123
第 11	その他.....	125

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）
の見直しに関する中間試案」に対する意見書

2022年（令和4年）10月18日

日本弁護士連合会

法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会が2022年（令和4年）8月24日に公表した「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

なお、本意見書では、法律名及び規則名について、特段の断りがない限り、中間試案の補足説明中「用語の定義」に記載された用語を用いている。

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手続において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方式を検討すべきとの考え方がある。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 管理人等

【甲案】

強制管理の手続における管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者は、当該選任を受けた民事執行の手続において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならない

いものとする。

【乙案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(後注) 本文の考え方のほか、民事執行の手續における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれを行わなければならないものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)アに賛成する。
- 3 (2)イについては、乙案に賛成する。
- 4 (2)(後注)に反対する。

【理由】

- 1 インターネットを用いてする申立て等の可否について

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「民訴法」という。)においては、民事訴訟手續における申立て等(訴え提起、準備書面の提出等)について、インターネットを用いてすることができるものとされた。民事執行の手續における申立て等についても、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができるものとするのが相当である。

また、民事執行の手續については、申立て等の書式が定型化されたものが多いことから、申立て等の方法については、当事者等がPDF等に出力した文書を提出させる方法ではなく、裁判所のシステム上に設けられたフォーマットに記載事項を直接入力させる方法を採用することにより、提出されたデータについて検索や統計利用等の二次利用が可能となるようにすべきである。

- 2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けについて

- (1) 委任を受けた代理人等について

当連合会は、2021年(令和3年)3月18日付け「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」に対する意見書において、民事訴訟手續に関し、事件管理システムの使いやすさや安定性・信頼性の確保、訴訟代理人による事件管理システムの習熟、事務職員がオンライン申立て

等に係る事務を行える制度の整備が実現されることを前提条件として、委任を受けた訴訟代理人に対し、インターネットを用いてする申立て等を義務付けるのが相当であるとの意見を述べた。

これを受けて、民訴法においては、委任を受けた訴訟代理人等は、民事訴訟手続における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされた。民事執行の手続においても、前記の前提条件の下、民訴法と同様の規律とすることに支障はないと考えられることから、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手続代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとするのが相当である。

(2) 管理人等について

中間試案の補足説明 4 頁では、「管理人等」の具体的内容について、評価人（民執法第 5 8 条第 1 項）、管理人（同法第 9 4 条第 1 項）及び保管人（同法第 1 1 6 条第 1 項）がこれに当たるとしている。

強制管理手続における管理人は、強制管理における執行補助機関であり、執行裁判所が選任することとされている（民執法第 9 4 条第 1 項）。管理人の資格については法令上の制限はないものの、実務上は執行官や弁護士が選任される例がほとんどである。法人も管理人となることができ、信託会社と銀行が法文上例示されている（同条第 2 項）。保管人の資格については、管理人の規定が準用されている（同法第 1 1 6 条第 4 項）。評価人の資格について法令上の定めはないが、不動産鑑定士等が選任されるのが通例である。このように、管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者については、専門知識を有する者が選任されることが予定されている。

しかしながら、民事訴訟手続における特別代理人（民訴法第 3 5 条第 1 項、第 2 3 6 条）については、同じく裁判所から選任される者であり、かつ、専門的知識を有するものが選任されることが予定されているものの、民訴法においては、インターネットを用いてする申立て等が義務付けされていない。このような民訴法の規定との均衡を考慮すると、民事執行の手続において、管理人等に対し、インターネットを用いてする申立て等の義務付けをする必然性に乏しい。むしろ、管理人等については、執行官や弁護士など裁判所のシステムを利用することが予定されている者がその多くを占めているのが実情であることから、あえて管理人等に義務付けをしなくても、インターネットを用いた申立て等がされるものと想定される。

よって、乙案が相当である。

(3) 全ての者についてインターネットによる申立てを義務付けるとの考え方について

当連合会は、前記の意見書において、民事訴訟手続において委任を受けた訴訟代理人以外の者にインターネットを用いてする申立て等を義務付けることに関し、前記の前提条件に加え、裁判所による適切な事件管理システム及び通信環境の構築、市民におけるIT機器の浸透、更に非弁の温床とならない適切な担い手による充実したITサポートの全国的な展開が確保され、国会において、原則として誰でもオンライン申立てに対応できるという検証を経た後に、法曹三者における自律的判断を尊重しつつ、その義務付けの可否及びその時期を国会の議決で決めるべきであるとの意見を述べた。

また、当連合会は、前記の意見書において、オンライン申立てを市民一般に義務化するための前提条件に関し、①利用しやすい電子情報処理組織の構築、裁判所内におけるIT環境の整備（パソコンの設置など）及びこれに対応する人員整備、ユーザーガイドの作成、充実したサポート体制の構築などが必要であるが、現状では、オンライン申立てに利用される電子情報処理組織が構築されておらず、安定的に利用しやすいものとなっているか否かを検証できないこと、②地方裁判所本庁・支部、簡易裁判所の裁判所内におけるIT環境の整備（パソコンの設置など）、これに対応する人員体制、ユーザーガイドの作成なども全く明らかになっていないこと、③非弁活動の防止や当事者の裁判を受ける権利の保障のために必要となるオンラインの義務化に伴う具体的なサポート体制を提言できる状況にないこと等の意見を述べた。

民事執行の手続においては、いわゆる事業者による申立てがその多くを占めているとはいうものの、民事訴訟手続と同様に、法制度上、インターネットやIT技術に不慣れな当事者本人による申立てが可能であり、市民一般に義務化するための前提条件が確認できない以上、民訴法とは異なる規律を設けて民事執行の手続を利用する全ての者がインターネットを用いて申立て等を行わなければならないとするのは相当ではない。

また、「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者」を一義的に判断することは困難であり、このような例外を設けると、その要件充足性の判断のために民事執行の手続が遅延するおそれがある。そのため、これらの者を例外的に義務付け対象外とすることにより全ての者についてインターネットを用いてする申立て等の義務付けを

することも相当ではない。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注) のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等(民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。)及び記録媒体(電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。)につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、民事執行の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほか、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事執行の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書

面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の
手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、
又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。た
だし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情がある
ときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録さ
れている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかか
わらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防
止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち
特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴
法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る
事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決
定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並
びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりフ
ァイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限
の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等
の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限
がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれ
を他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から
消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとし
て最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)については、(注)の考え方のうちA-1案に賛成する。
- 2 (2)本文及び(注)に賛成する。

【理由】

- 1 提出書面等の電子化の対象事件等について

民訴法第132条の12においては、民事訴訟手続において申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、原則として当該書面等を電子化しなければならないこととされており、一部の例外を除き、全件電子化することとされている。

これに対して、民事執行の手続においては、当事者対立構造になく争点整理手続等がないという特性から、電子化のメリットが相対的に低いなどとして、電子化の対象事件等の範囲を限定する考え方（A-2案及びB案）がある。

しかしながら、当事者対立構造にないからといって当然に電子化のメリットがなくなるわけではない。事件記録の電子化には、裁判所及び当事者の保管コストを減らせる、検索・再利用の利便性が高く、迅速かつ効率的な手続運営を可能とする、移送、不服申立て等により係属裁判所が変わる場合も迅速な事件記録の利用を可能とする、どこでも事件記録にアクセスでき、事件記録の運搬の負担が減るほか、場所を問わずに執務を可能とし、感染症の拡大防止や災害発生時の業務継続の実現に資するなどのメリットがある。これらの電子化のメリットは、全ての民事執行事件について一律に電子化することにより、その本来的な効果を発揮することができる。なお、多くの行政手続においては当事者対立構造にないが、国民の利便性や電子化のメリットの観点から、電子化が推進されている。

また、B-1案は、電子化のニーズが高い事件類型について電子化するという考え方であるが（中間試案の補足説明8頁）、そもそも電子化のニーズが高い事件類型を適切に抽出することは困難である。例えば、申立てが却下された事件や差押えをする財産が存在しない場合（いわゆる空振りの場合）などについては、一見すると電子化のニーズが低いようにも見えるが、強制執行の申立てが却下された場合であっても執行抗告がされる場合があり、また、いわゆる空振りの事案であっても、知れている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を受けられないことが財産開示手続実施の要件（民執法第197条第1項第2号等）となるなど、電子化の必要性は失われない。

また、B-2案は、一定の事件類型かどうかに関係なく、必要に応じて、電子化することを担保するために、電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて電子化のルールを適用するとの考え方であり、例えば、インターネットによる記録の閲覧等を認める必要があると認められるときは、電子化のルールを適用するというものである（中間試案の補足説明8頁）。一定の裁量に委ねるという意味では、A-2案もこれと同様の考え方であるといえる。

しかしながら、インターネットによる記録の閲覧等を認める必要があるかどうか等を個別に判断することは困難であり、これらの考え方は、電子化されない事件を多数発生させ、結果として電子化のメリットを大幅に減退させるおそれがある。むしろ、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じ、あるいは事後的に電子化が必要となった場合等における事務コストの増大につながるおそれがあることから、全ての事件について一律に電子化するとした方が事務処理上の判断が簡便となる。

また、B-3案は、当事者を含む利害関係者から申出があった場合に電子化のルールを適用するという考え方であるが、そもそも事件記録の電子化は当事者等の利害関係者のためにのみされるものではなく、前記のとおり、保管コストや事務の合理化などの公益的観点からもなされるものであるから、利害関係者にのみその判断を委ねるとするのは相当ではない。また、事後的に利害関係者から電子化の申出がされた場合などには、かえって事務コストの負担が大きくなるものといえるから、この点からも相当でない。

よって、民事執行の手續についても、民事訴訟手續と同様に、全ての事件について電子化するA-1案が相当である。

2 提出書面等の電子化のルールについて

民訴法第132条の12第1項においては、申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、ファイルに記録することにつき困難な事情があるときを除き、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならないとされている。また、同条の13第1項においては、当該書面等のほか、裁判所に提出された書面等又は電子的記録に記載・記録されている事項についても、これと同様としている。

また、民訴法第132条の12第1項各号及び同条の13第1項各号は、第三者の閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、例外的に電子化を要しないものとしている。

これらの民訴法の規律の趣旨は、民事執行の手續においても同様に妥当するものといえることから、民訴法と同様の規律とするべきである。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところ

により、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事執行の手續において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、配当表等については、当事者や第三債務者、利害関係人等による閲覧等や、それらの者に対する送達・送付の対象となるなど、インターネットを通じた利用が予定されていることから、電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(3) 売却決定期日及び配当期日

（前注）ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記5のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

【甲案】

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

② 甲案②と同じ。

(注) ウェブ会議(又は電話会議)により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

(4) 財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

【甲案】

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

② 甲案②と同じ。

(注) 申立人のウェブ会議(又は電話会議)による手続参加を認めるに当たり、関係人(申立人及び債務者(開示義務者))の双方又は申立人のみの意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

イ 債務者(開示義務者)のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者(開示義務者)が財産について陳述をすることができるものとするものとし、

その具体的な規律の内容を以下のとおりとする。

① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者から陳述を聴取することができる。

a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合

b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

c 申立人に異議がない場合

② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(注) 本文とは別に、本文イ①bの事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めることを否定する考え方がある。

(後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (3)本文については、甲案に賛成し、(注)の考え方に賛成する。
- 4 (4)ア本文については、甲案に賛成する。(注)については、申立人の意見は聴くべきであるが、債務者(開示義務者)の意見は聴く必要はない。
- 5 (4)イ本文に賛成し、(注)に反対する。ただし、債務者(開示義務者)のウェブ会議による陳述はあくまで例外的に認められるべきものであることから、その要件となる「相当と認めるとき」の判断や本文イ①a及びbの各要件の該当性については、慎重に判断されるべきである。また、本文イ①a及びbの場合については、申立人の意見を聴くべきである。
- 6 (後注)に賛成する。

【理由】

- 1 口頭弁論期日及び審尋期日におけるウェブ会議・電話会議の利用について民訴法第87条の2第1項は、口頭弁論期日について、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議を利用することができるものとして

おり、同条第2項は、審尋の期日について、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議及び電話会議を利用できるものとしている。また、同法第187条第3項は、参考人等の審尋について、相当と認めるときは、ウェブ会議を利用することができ、さらに、当事者双方に異議がないときは、電話会議を利用することができるものとしている。

民事執行の手續における口頭弁論期日、審尋の期日及び参考人等の審尋についても、当事者の利便性や相手方の反対尋問権の保障等の観点から、民訴法と同様の規律とし、これらの民訴法の規定を準用するのが相当である。

2 売却決定期日及び配当期日におけるウェブ会議・電話会議の利用について

売却決定期日において、執行裁判所は、売却不許可事由（民執法第71条）の有無を職権で調査するものとされている。不動産の売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、売却決定期日において意見を陳述することができる（同法第70条）。執行裁判所は、利害関係者その他の参考人を審尋することができる（同法第5条）。

配当期日において、執行裁判所は、各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定めるものとされている（民執法第85条第1項）。配当期日には、債権者及び債務者を呼び出すこととされ、これらの者は、配当期日において配当異議の申出をすることができる。配当期日において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、即時に取り調べることのできる書証の取調べをすることができる（同条第4項）。

このように、売却決定期日及び配当期日においては、いずれも意見陳述や異議の申出のほか、一定の証拠調べも可能であるとされている。しかしながら、これらの期日は非公開で開かれ、証拠調べも審尋と書証の取調べに限定されている。そうすると、民事執行の手續の迅速性の観点からは、むしろウェブ会議のみならず、電話会議を認めることにより、柔軟な手續運営ができたこととするのが相当である。

なお、売却決定期日及び配当期日については、民事訴訟手續におけるウェブ会議及び電話会議とは異なり、関係者間の面識が希薄であることが多いことから、成りすましによる執行妨害等を防止する必要がある。そのため、売却決定期日及び配当期日においてウェブ会議及び電話会議を実施するに当たっては、事前に適切に本人確認が行われる必要があり、実施要件である「相当と認めるとき」の判断についても留意が必要である。

3 財産開示期日について

(1) 申立人のウェブ会議・電話会議による参加について

申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができるとされており（民執法第199条第3項）、申立人には、財産開示期日における質問権が保障されている。

申立人の利便性を向上させて質問権の保障を充実させる観点からは、申立人に対し、ウェブ会議及び電話会議による出頭の機会を認めるのが相当である。また、そもそも財産開示手続は、債務名義を有する申立人のための手続であることから、どのような媒体（ウェブ又は電話）を通じて自らの質問権を行使するかについては、質問権を有する申立人の責任において判断させるのが相当であることから、申立人が希望する場合には、ウェブ会議のみならず電話会議を通じて手続に関与することができるとするのが相当である。

なお、申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加に関し、申立人の意見を聴く必要はあるが、債務者（開示義務者）の意見を聴く必要はない。なぜなら、申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加については、質問権を有する申立人の利便性の観点から判断されるべきものであり、債務者（開示義務者）の利益保護については、債務者（開示義務者）のウェブ会議における陳述において考慮すれば足りるからである。

(2) 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述について

民訴法第204条は、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、ウェブ会議により証人尋問を実施することができると定めており、これは当事者尋問においても準用されている（同法第210条）。

- ① 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- ② 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合
- ③ 当事者に異議がない場合

財産開示期日について、債務者（開示義務者）は、これに出頭し、債務者の財産について陳述しなければならないとされているところ（民執法第199条第1項）、債務者（開示義務者）は、申立人と対立構造に相手方で

あるという点では民事訴訟手続における被告と同様の地位にあるものといえる。したがって、民事訴訟手続の当事者と同様の要件において、債務者（開示義務者）にウェブ会議による陳述を認めるのが相当である。

ただし、債務者（開示義務者）にウェブ会議による陳述を認めるとしても、債務者（開示義務者）は、財産開示期日に物理的に出頭し、裁判所において陳述するのが原則であることには変わりはなく、ウェブ会議による陳述はあくまで例外的に認められるべきものである。そのため、ウェブ会議による陳述を認めるかどうかの判断に当たっては、その要件となる「相当と認めるとき」の判断や本文イ① a 及び b の各要件の該当性について、慎重に検討されるべきである（この点は、民事訴訟手続において実施するウェブ会議による証人尋問及び当事者尋問についても同様である。）。

また、本文イ① a 及び b の要件については、裁判所が判断する前には、債務者（開示義務者）のみならず、申立人の意見を聴くべきである（なお、改正前の民訴法第 204 条に対応する民事訴訟規則第 123 条第 1 項では、テレビ会議による証人尋問の実施に関し、当事者の意見を聴くものとされている。）。なぜなら、債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述はあくまで例外的に認められるべきものであることに加え、債務者（開示義務者）と対立構造にある申立人に反論の機会を与えることなく裁判所が判断することは、手続保障の観点からしても、均衡を欠くためである。

なお、本文イ① b の事由がある場合にウェブ会議の利用を否定する考え方があり得る。しかしながら、そもそも民訴法第 204 条第 2 号においては、犯罪被害者等がその典型であるとされているところ、財産開示手続においても、同様の地位にある者が債務者（開示義務者）として手続に関与することはあり得ることから、かかる事由がある場合についてウェブ会議の対象から除外するのは相当ではない。

4 入札期日や開札期日等の民執規則上の期日について

入札期日や開札期日等の民執規則上の期日については、売却決定期日及び配当期日と同じく、民事執行の手続の迅速性の観点から、ウェブ会議及び電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができることとするのが相当である。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは

別に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述するための一定の期間を設定することにより、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は、売却の許可若しくは不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）及び売却の許可若しくは不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。
- ② ①において売却決定期日を指定した場合には、当該期日において売却の許可又は不許可の決定をする。
- ③ ①において意見陳述期間及び売却決定の日を指定した場合には、当該売却決定の日において売却の許可又は不許可の決定をするが、当該決定に対する執行抗告期間は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。

（注）①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

(2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、配当異議の申出をするための一定の期間を設定することにより、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、配当期日の指定に代えて、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定することができる。
- ② 民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において行うが、異議申出期間を指定した場合には、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。
- ④ 配当異議の申出は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において、①において異議申出期間を指定した場合には、当該期間内に、これを行わなければならない。

(後注) 本文(1)及び(2)に掲げた考え方とは別に、売却決定期日及び配当期日を指定する仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方がある。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (後注)に反対する。

【理由】

売却決定期日においては、執行裁判所は、売却不許可事由(民執法第71条)の有無を職権で調査するものとされている。不動産の売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、売却決定期日において意見を陳述することができる(同法第70条)。執行裁判所は、利害関係者その他の参考人を審尋し、職権で証拠調べをすることができる。

配当期日においては、執行裁判所は、各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定めるものとされている(民執法第85条第1項)。配当期日には、債権者及び債務者を呼び出すこととされ、これらの者は、配当期日において配当異議の申出をすることができる。配当期日において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる(同法第85条第4項)。

このように売却及び配当については、意見陳述や異議の申出がされたり、関係者の審尋等の証拠調べをすることができるかとされている。これらの手続については、特定の期日を開催する方法による必然性はなく、むしろ一定の期間を定めて、その期間内に意見陳述や異議申出をさせることにより手続を円滑に進めることができる場合があるといえる。

よって、売却決定期日を経ない売却及び配当期日を経ない配当の導入に賛成する。

なお、配当の順位等に争いがあることが見込まれる事案や債権者が多数に及ぶ事案など、事案によっては、期間方式ではなく、期日方式を採用することの方が手続の迅速性の観点から相当である事案も想定されることから、期日方式を廃止するのではなく、両者を併用できるようにするべきである。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執法第17条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）一定の債権者（例えば、配当要求をした債権者）も、（注1）②の当事者と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 本文及び（注1）に賛成する。
- 2 （注2）については、配当要求をした債権者については、当事者と同様の閲覧及び複写を認めることに賛成する。

【理由】

民事執行の手續においては、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件記録の閲覧・謄写等を請求できるとされている（民執法第17条）。そこで、当事者等の利便性の観点から、民訴法と同様に、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、閲覧、複写（ダウンロード）等を行うことができるとするのが相当である。

また、債権者のうち配当要求をした債権者については、執行力を有する債務名義の正本を有すること等が要件とされており、配当要求の申立てによって利害関係を有することが明らかである。そのため、当該債権者については、執行異議や配当異議等によって執行手續から排除されない限りにおいては、当事者と同様に閲覧及び複写を認めてよいと考えられる。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事執行の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 本文の考え方を基礎とした上で、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方について検討すべきとの考え方がある。

(2) 公示送達

民事執行の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(後注) 民事執行の手續における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入するとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)に基本的に賛成し、(注)の考え方に賛成する。第三債務者に対する送達に関し、インターネットによる送達と書面による送達との間で不公平な結果とならないよう、実務の在り方を含めて、引き続き検討されるべきである。特に、インターネットによる送達の場合、みなし送達を設定することが予定されているが、みなし送達とされる期間が、書面による送達と乖離すると、インターネットによる送達の利用が忌避される可能性があるので、留意されたい。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (後注)に賛成する。ただし、裁判所のウェブサイトで公示する事項は、入札や配当のために必要となる物件情報を中心とした「公告事項の要旨」とし、当事者等のプライバシーに配慮した措置がされるべきである。

【理由】

1 電磁的記録の送達

民訴法は、電磁的記録の送達に関し、①電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達(同法第109条)、②インターネットによる送達(同条の2)の2種類を定めるとともに、その効力発生の時期(同条の3)及び届出をしなければならない者に関する特例(同条の4)について定めている。

民事執行の手續においても、民事訴訟手續と同様に、事件記録は電磁的記

録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

なお、インターネットによる送達については、受送達者が閲覧・ダウンロードした場合のほか、通知が発せられた日から1週間を経過した時にも送達の効力が生じる（みなし送達）としている。この点に関し、第三債務者に対する送達において、インターネットによる送達の場合に、効力発生までに事実上1週間の猶予期間を与えることになりかねず、書面による送達との間で効力発生の時期に不公平な結果が生じるおそれがある。そのため、第三債務者に対する送達の在り方については、実務の在り方を含めて引き続き検討されるべきである。

2 公示送達

民訴法第111条においては、①書面を裁判所の掲示板に掲示する方法と②裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く方法が定められた。民事執行の手続においても、これと同様の手続とするのが相当である。

3 民事執行における公告

民事執行の手続における公告事項としては、強制競売の開始決定がされた旨及び配当要求の終期（民執法第49条第2項）、配当要求の終期の延期（同条第4項）、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所（同法第64条第5項）、入札期日及び売却決定期日の日時等（民執規則第36条）、内覧日時等（同規則第51条の3）、売却許可決定（同規則第55条）、競り売り期日の日時等（同規則第115条）等がある。

強制執行手続においては、いわゆる3点セット（物件明細書、現況調査報告書、評価書）が既にインターネット（BITシステム）を通じて公開されている。そのため、裁判所のウェブサイトで公告事項を公示する方法を導入することは、情報公開の範囲を拡充し、公告の公示機能に資するものであるといえる。

他方で、公示事項をインターネットで公開するに当たっては、当事者等のプライバシーに配慮する必要がある。現に、BITシステムにおいても、債務者、所有者及び賃借人など自然人の氏名については、仮名に置き換える等の措置がされている（森田恵裕外「物件明細書等のインターネットによる開始」金融法務事情第1647号50頁参照）。そのため、公告事項のインターネット公開については、入札や配当のために必要となる物件情報を中心とした「公告事項の要旨」（民執規則第4条第3項第1号）を公開すれば足り、必要

に応じて、当事者等のプライバシーに配慮した措置がされるべきである。

8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手續において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき（強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等）についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文

【甲案】

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

【乙案】

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、単純執行文の付与を必要とするものとする。

(注) 甲案をとる場合には、債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、特殊執行文の付与を必要とするものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)アについては、執行停止の有無等を含めて単純執行文付与の条件を電磁的記録上で確認することができるシステムが構築されることを前提とし

て甲案に賛成する。(注)に反対する。

3 (2)イに賛成する。

【理由】

1 債務名義の正本提出に関する規律の見直しについて

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、債務名義の存否については、裁判所がシステム上これを確認することができることから、債務名義を証明する文書の提出は不要とするのが相当である。

また、上記の考え方は強制執行停止決定（民執法第39条第1項）等の民事執行の手續において裁判の正本を提出することとされている場合にも妥当するものであるから、これらの裁判を証明する文書の提出も不要とするのが相当である。

2 執行文に関する規律の見直しについて

(1) 単純執行文について

元来、執行文とは、強制執行の要件の調査を執行機関と他の機関とが分担するための技術であり、そこで執行文の付与機関に求められるのは、強制執行の実体的要件の存在を調査し、その存在を公証して執行機関に対して伝達することである。そして、単純執行文の付与の要件は、①有効な債務名義の存在と②申立人及び相手方が債務名義に表示された当事者と一致することである。

債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものである場合、これらの単純執行文の付与の要件は、電磁的記録上で執行停止の有無等を含めて確認することができるシステムを構築することにより、執行機関において判断することが可能である。したがって、このような場合には、単純執行文の付与を不要とするべきである。

他方で、債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合には、執行機関には、債務名義に係る事件記録がなく、システム上で記録を確認することができないことから、現行法と同様に、単純執行文を必要とするのが相当である。

(2) 特殊執行文について

単純執行文以外の特殊執行文（条件成就執行文、承継執行文等）については、債務名義の執行力が及ぶかどうかについての判断が必要となるところ、その点の判断については債務名義作成機関の判断に委ねるという執行

文制度の趣旨が引き続き妥当する。

したがって、特殊執行文については、現行法と同様に、債務名義作成機関等による特殊執行文の付与を必要とするのが相当である。

9 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律(前記1及び2)と同様とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続においても、執行裁判所が執行機関となる場合における民事執行の手続と同様に、利便性の観点から、IT化することが相当である。

10 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定処分等の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 民執法第91条第1項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策(例えば、供託から一定期間が経過した際には裁判所から債権者に対して状況を届け出るよう催告することとし、届出がないときは供託を終了して他の債権者に配当等を実施する制度の導入等)について検討すべきとの考え方があ

(注4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの

考え方がある。

【意見】

- 1 (注1)に賛成する。
- 2 (注2)に賛成する。
- 3 (注3)については、このような制度の導入の必要性(立法事実)について具体的に検証した上で、実体的権利に影響を与えることの当否や債権者の手続保障に配慮しつつ検討されるべきである。
- 4 (注4)については、見直しができないか検討することに賛成する。
- 5 登記・供託手続や電子化された公正証書に基づく強制執行の申立てなど、裁判所外の手続との間で電子的な連携ができるようにするべきである。

【理由】

- 1 IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限について

IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。

- 2 裁判所外のシステムとの連携について

登記及び供託については、法務省が「登記・供託オンライン申請システム」を構築しており、インターネットを用いて登記及び供託が可能となっている。また、公正証書については、その作成手続を全面的にオンライン化することが検討されている。

このような裁判所外の機関におけるインターネットを用いた手続によって電子的に作成された文書等については、裁判所のシステムとの間で電子的な連携ができるようにすることにより、民事執行の手続の更なる迅速化と利便性の向上を実現することができるようにするべきである。

第2 民事保全

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

第1「民事執行」1の【理由】と同旨。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注)裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（A案）と、電子化を目指しつつも、民事保全の手續の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A-1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録す

ることにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事保全の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A-2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B-1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B-2案）、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B-3案）がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手續において、裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によ

りファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)については、(注)の考え方のうちA-1案に賛成する。
- 2 (2)本文及び(注)に賛成する。

【理由】

- 1 提出書面等の電子化の対象事件等について

第1「民事執行」2の【理由】1と基本的に同旨。

なお、全ての民事保全事件について電子化のルールを適用すると、民事保全事件全体で保全命令の発令が遅れる可能性があるとして、電子化の必要が生じた場合に電子化するとの考え方がある。

しかしながら、全事件について電子化するという事は、保全命令の発令時までに提出書面等の全記録を電子化しなければならないということを目指すも意味するものではないから、保全命令の発令が遅れるという事態は考えがたい(提出書面等を事件記録として保全命令を発令した後に電子化する処理も可能である)。すなわち、民事保全の手続の迅速性の観点から、保全命令の発令時において、提出書面等が全て電子化されている必要性はないが、だからといって電子化そのものの必要性が失われるわけではない。なぜなら、保管コストの低減などの記録保存の観点からの電子化のメリットは失われず、上級審への記録移送などの迅速性の観点からも電子化がされていることが望ましいからである。むしろ、電子化の必要が生じてから記録を電子化するというのは、極めて非効率的であり、事務処理上の負担も大きいと考えられる。

したがって、民事保全の手続においても、全事件を一律に電子化すべきである。

- 2 提出書面等の電子化のルール

第1「民事執行」2の【理由】2と同旨。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

第1「民事執行」3の【理由】と同旨。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。

② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(3) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、民保法第23条第4項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日における手続を行うことができるものとし、

電話会議の利用は認めないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(4) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (3)については、乙案に賛成する。
- 4 (4)については、乙案に賛成する。

【理由】

- 1 口頭弁論の期日及び審尋の期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用
民事保全の手続においても、民事訴訟手続及び民事執行の手続と同様に、口頭弁論期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、当事者の利便性や相手方の反対尋問権の保障等の観点から民訴法と同様の規律とするのが相当である。
- 2 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用
仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日については、取調べ対象者の状態を映像と音声によって認識する必要がある証拠調べが常に行われるわけではなく、民事訴訟手続における争点整理と同様の期日であることも多い。そのため、電話会議の利用を一律に否定する必要はない。
また、ウェブ会議については、民間のシステムを利用することが見込まれるところ、ウェブ会議システムについては、システム障害が発生する可能性が否定できない（現に利用されているマイクロソフト Teams についても、既に複数回の障害によりウェブ会議ができない事態が発生している。）。このよ

うなシステム障害が発生した場合、審尋期日の参加方法をウェブ会議のみに限定し、電話会議へと切り替える選択肢がないこととすると、民事保全の手続が遅延するおそれがある。

また、民訴法においては、電話会議の実施に関し、審尋期日については、相当と認めるときに、当事者の意見を聴いた上で判断されるものとされ（同法第87条の2第2項）、参考人等の審尋については、当事者双方に異議がないことが要件とされており（同法第187条第3項）、当事者に対し手続保障が図られている。

そうすると、むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全の手続の迅速化に資することが考えられることから、当該審尋期日についても、ウェブ会議と電話会議の双方を認める乙案が相当である。

3 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

以上の点は、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日についても同様であり、ウェブ会議と電話会議の双方を認めるべきである。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（注）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

【意見】

本文及び（注）に賛成する。

【理由】

第1「民事執行」6の【理由】と同旨。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事保全の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事保全の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

- 1 (1)に基本的に賛成する。ただし、第三債務者に対する送達に関し、インターネットによる送達と書面による送達との間で不公平な結果とならないよう、実務の在り方を含めて、引き続き検討されるべきである。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

第1「民事執行」7の【理由】と同旨。

7 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定処分申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するものとする。

(注4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面（民保法第37条第1項）については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁

判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を發せられた債権者による提出を不要とするものとする。

(注5) 和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする(現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。)

(注6) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。
- 4 (注4) に賛成する。
- 5 (注5) に賛成する。
- 6 (注6) については、見直しがないか検討することに賛成する。

【理由】

- 1 IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限について
第1「民事執行」10の【理由】1と同旨。
- 2 保全執行について
保全執行に関する手続については、民事執行の手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。
- 3 本案の訴え提起又はその係属を証する書面について
本案の訴えの提起又はその係属を証する書面については、民事執行の手続における債務名義の正本と同様に、裁判所がシステム上でこれを確認することができることから、提出を不要とするのが相当である。
- 4 和解調書の送達について
民事訴訟手続において、和解調書は、職権で当事者に送達するものとされ(民訴法第267条第2項)、郵便費用についても、電磁的記録の送達が導入されることにより郵便費用の低減が見込まれることを踏まえ、手数料への一本化がされた。
民事保全の手続については、特別の定めがある場合を除き、民訴法の規定が準用される(民保法第7条)、和解調書につき異なる取扱いをする必

要がないことから、民訴法と同様の規律とするべきである。

第3 破産手続

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方式を検討すべきとの考え方がある。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(後注) 本文の考え方のほか、債権届出については、破産手続において自認債権制度（民事再生法第101条第3項参照）を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

(3) 破産管財人と債権届出

【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。

② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)本文のアイいずれも賛成する。債権届出について、(後注)に賛成する意見と反対する意見がある。
- 3 (3)は甲案に賛成する。

【理由】

- 1 (1)は、特段の異論はない。

破産手続を含めた倒産手続は、デジタル化の効果が大きい手続である。すなわち、倒産手続のデジタル化では、①申立人(債務者)にとって、より容易に手続の申請を行うことが可能となる。②手続を遂行する破産管財人等にとって、特に債権調査や配当計算において、より正確で迅速な事務処理が可能となり、事案に応じた対応を要する部分に注力する余力が生まれ、より実効的な手続遂行が可能となる。また、裁判所との間の情報共有も効率的になり、事件記録の保管と検索が容易になる。③倒産手続を通じて権利実現を図りたい債権者は、より低コストで容易に債権届出を行うことが可能となり、債権調査や配当も円滑かつ正確に行われることになる。④手続を主宰し破産管財人等を監督する裁判所は、膨大な案件処理にかかる事務処理負担の軽減を図ることができる。また、事件記録がデジタル化されることで、裁判所内及び破産管財人等との間の情報共有が効率的にもなる。⑤以上に加えて、倒産手続がデジタル化されることで、裁判所は多様なデータを取得することができるようになる。かかるデジタルデータを統計的に分析するなどして倒産手続の運用改善に有用な情報を得ることも可能となる。また、将来的に必要な範囲で行政データと連携することも可能となるといったメリットがあり、国民の期待に応え得る司法の制度的基盤の整備を図ることが可能となる。

そこで、民事訴訟手続のIT化の水準にとどまらず、倒産手続の特性に応じた更なるデジタル化が実現されるべきである。具体的には、破産の申立てについて、定型的な申立書記載事項は、フォーマット入力できるようなシス

テムを整備すべきである。システム上のフォーマット入力的方式をとることで、フォーマットに入力された情報を格別のデータとして扱うことが可能となり、データベースによる管理や数値・統計処理を行うことが可能となる。

債権届出についても、フォーマット化により数値等をシステム上でデジタル入力できるようにするとともに、債権届出は、その後の債権調査手続、配当（弁済）手続へと連なる手続であるから、入力された情報・データを基に、債権届出から債権認否を経て配当に至るまで、破産管財人による一貫した債権管理を可能とするシステムを整備すべきである。なお、一回限りの債権届出について、本人確認の上でアカウントを発行することとした場合、その手間が債権届出を抑制する可能性がある。そこで、債権届出については、本人確認の上でアカウントを発行する方法をとるのではなく、独自の債権届出権限を付与し、破産債権者としての一意性を確保する処置（債権者ごとに異なる独自のIDやQRコードの記載等）がなされた通知を、知っている破産債権者の住所・本店に送付し、これにより債権者が債権届出を行うことを前提にするシステムとすべきである（知っている破産債権者の情報をシステムにアップロードすることにより、自動的に、債権者ごとに異なる独自のID及びQRコードが付与され、債権者の住所、氏名、ID及びQRコード、システム利用方法等が印字された用紙を印刷できるようにする。裁判所又は破産管財人は当該用紙を債権者に送付し、債権者は、IDを入力又はQRコードを読み込むことで、債権届出のシステムにログインできるようにする。）。

以上のような、システムの整備により、破産債権者の債権届出が容易になるとともに、債権届出の受付に関する裁判所の事務負担が軽減され、かつ破産管財人の事務の効率化を図ることができる。

したがって、（注）の立場に賛成する。

2 (2)アは、特段の異論はない。

(2)イも、特段の異論はない。破産管財人は破産手続における中心機関であり、前記のとおり、倒産手続のIT化・デジタル化を進めるべきであることを考えれば、義務化は必須である。

(1) (2)の（後注）に賛成する意見について

債権届出については、（後注）の立場に賛成する。

実務上、債権届出について、代理人がつくケースは少数であり、本人による届出が圧倒的多数である。したがって、債権届出について、原則として、インターネットを用いて行うことを義務化しない場合には、相応の割合の届出が書面でなされる可能性がある。これにより、債権届出について

書面と電子情報が併存し、債権届出の管理や各種記録（裁判所においては破産債権者表や債務名義など、破産管財人においては債権認否一覧表や配当表など）の作成など、裁判所の事務や破産管財業務への負荷が、現在よりもかえって大きくなり、倒産手続のIT化・デジタル化に大きな支障が生ずる懸念がある。したがって、債権届出については、原則として、インターネットを用いて行うことを義務とすべきである。

一方で、インターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者にとって、司法アクセスを後退させることになることは避けるべきであり、このような場合は、例外的に、書面による届出が許容されるべきである。問題は、例外事由をどのように定めるべきかである。この点について、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」の甲案では、例外事由を「やむを得ない事情があると認めるとき」と定め、これは「インターネットの環境から物理的に遮断されている者による申立て等が想定される。」とされていた（中間試案補足説明7頁）。しかし、これでは、例外事由として狭きに失し、いわゆるIT弱者に対する配慮に欠けるといわざるを得ない。インターネット接続について困難な事情がある者、経済的な理由でIT機器を保有していない者、ITに習熟していない者などインターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者については、義務化の例外が認められるべきである。

（後注）の立場は、インターネットを用いた債権届出を義務付けている点で、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」の甲案に類似するが、例外事由を「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き」と広く定め、いわゆるIT弱者については書面による債権届出を認めるというものであり、この内容であれば、是認できる。なお、「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者」という文言は、前記のとおり、いわゆるIT弱者を広く包含するものと解されるが、この点を明確にするため、「インターネットの環境から物理的に遮断されている者」、「インターネットに接続する機器を保有していない者」、「インターネットに接続する技術に習熟していない者」といった例示を加えることも検討すべきである。

インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であるかの判断については、裁判所が行うことになるが、そのような事情がある者は、書面による債権届出とともに、その旨の申告を書面で行い（申告書面は開始決定通知とともに送付する。）、申告に対し、裁判所は書面届出を認めるか否

かの判断を行うという方法が考えられる。その際、債権届出に不慣れな個人の債権者であっても容易かつ適切に申告ができるよう、例えば、前記申告書面は「インターネットの環境から物理的に遮断されています。」、「インターネットに接続する機器を保有していません。」、「インターネットに接続する技術に習熟していません。」、「その他（具体的な理由をお書きください）」といった定型文言とチェックボックスが印刷されたものとし、申告者は、そのいずれかにチェックをして提出することにより、申告するという方法が考えられる。また、特に個人の債権者について、前記のような事情を有するかどうかは、本人の申告以外に判断のための材料は乏しいと考えられ、特段の事情がない限り、本人の申告に沿った形で、裁判所の判断がなされるものと思われる。

なお、（後注）記載の「破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度」の創設としては、民事再生手続における再生債権のみなし届出（民再法第225条）あるいは自認制度（同法第101条第3項）を参考に、破産手続に、これらに類する制度を設けることが考えられる。

債権届出を容易にする仕組みとして、前記【理由】1に記載したとおり、債権届出についても、システム上のフォーマット入力的方式をとるべきであり、また、入力に際して、適宜のガイダンスや入力候補を表示するなどの（ウィザード機能）システム上の工夫を行うことが望まれる。また、パソコンだけでなく、スマートフォン等による入力も可能にすべきである。

また、インターネットによる債権届出のサポート制度として、代理委員制度（破産法第110条）の積極的な活用が図られるべきである。当該制度は、民事再生手続（民再法第90条）及び会社更生手続（会社更生法第122条）にも存在し、両手続では、裁判所による代理委員選任制度（民再法第90条の2、会社更生法第123条）があるが、破産手続には、裁判所による代理委員制度が存在しない。そこで、破産法を改正して、裁判所が、代理委員を選任できるようにすべきである、これにより、例えば、一定規模の消費者被害事件などの場合に、裁判所が代理委員を選任し、消費者である破産債権者であって、インターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者に対して、債権の種類・額などを代理委員に申し出ることを促し、代理委員が当該債権者の代理人として（破産法第110条第2項）、インターネットを用いて債権届出を行うといったことが考えられる。

もつとも、当意見は、前記のような債権者の失権を防ぐ制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出のサポート制度の全てが設けられない限り、インターネットを用いた債権届出の原則義務化が認められないとするものではない。

以上のとおり、(後注)の立場に賛成する。

(2) (2)の(後注)に反対する意見について

債権届出については、(後注)の立場に反対する。

実務上、債権届出について、代理人がつくケースは少数であり、本人による届出が圧倒的多数である。したがって、このような者につきインターネットを用いた債権届出を義務化すれば、ITに不慣れな者、手間と感じる者の適正な権利行使を断念させてしまうおそれがある。特に、大規模消費者事件などに目を向ければ、多数の高齢者・労働者の債権者を擁するものも多く、その権利行使を事実上不可能とさせてしまうおそれがある。

この点、一定程度の義務化の例外を認めれば足りるという指摘もあるが、IT化を推進する立場からは、当然のことながら一般的には例外は狭く捉えることとなり、いわゆるIT弱者の権利を損なうし、仮に例外を広く取れば義務化自体意味がなくなってしまう。

また、書面による債権届出を認めるかどうかを審査するためには、書面を送付させなければならないが、書面による債権届出が許可されれば、再度、債権届出を書面で送ることとなり、事務が必要以上に煩雑となる。最初から、書面で債権届出を行えば足りるといえる。

むしろ、国民の誰しものが利用しやすいインターネット環境の整備が進めば、義務化などしなくても、ほぼ全員がインターネットを用いた債権届出をすることが期待されることになるのであって、そのような使いやすい制度構築を目指すべきであり、IT化の推進を国民に対する義務化という形で実現するという方向性には疑問がある。

なお、「破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度」の創設としては、民事再生手続における再生債権のみなし届出(民再法第225条)あるいは自認制度(同法第101条第3項)を参考に、破産手続に、これらに類する制度を設けても、この制度に対象とされない債権者、すなわち破産管財人が債権者とは認識していない債権者の届出の機会が制限されることは依然として問題が残る。

債権届出を容易にする仕組みとして、前記【理由】1に記載したとおり、

債権届出についても、システム上のフォーマット入力的方式をとるべきであり、その際には、パソコンだけでなく、スマートフォン等による入力も可能にすべきであるが、高齢者も多くスマートフォンを所持しているが、電話機能を使っている程度であり、その細かい操作ができない者が非常に多く、反対にスマートフォンを所持しているからいわゆるIT弱者ではないなどと不当な解釈がされる危険もある。

また、インターネットによる債権届出のサポート制度として、代理委員制度（破産法第110条）の積極的な活用が図れば、いわゆるIT弱者も十分な権利行使が可能となるはずであるという指摘がある。しかし、破産法上、裁判所による代理委員を選任する制度が存在しないなど、破産法の改正が必要となるところ、更なる議論が必要となり、現実的な対応とは思われない。また、現行破産法上、債権者委員会制度が存在するが、裁判所において選任された例はほぼ皆無であり、代理委員制度の活用を図ろうとしても、裁判所が選任することはあまり期待できない。

代理委員制度は、大型事件を念頭に置いているもので、なるほど、債権者が極端に多数いる場合などは、一定の合理性があるかもしれない。しかし、そもそも、破産管財事件の大半は、少額な財団しか存在しないものであり、代理委員制度を利用するとすれば、当然、代理委員に対する報酬を財団から捻出する必要があるが、債権届出を義務化する場合には、場合によっては全ての場合に、代理委員制度を認めなければならず、債権者に配当すべき財団が不当に減少するという弊害がある。

加えて、代理委員制度を用いたところで、末端の債権者に対して通知などを郵送する費用が節約できるわけではないため、結局のところ、経費節減にはなりにくく、代理委員に対する報酬額分だけ、財団から支出せざるを得ないこととなってしまう。

以上のとおりであり、代理委員制度の利用によっても、インターネットを用いた債権届出を義務化するだけの合理性を見出すことは困難である。

なお、仮に、インターネットを用いた債権届出を義務化すべき根拠が、専ら、金融機関を拘束することにあるならば、各金融機関を監督すべき部署から、命令や通達等を出すことにより対応すべきものであり、一般人の義務化をすることにより実現するのは方向性が違うと考える。

以上から、債権届出にインターネットを用いなければならないとする制度には反対である。

3 (3)は、甲案に賛成する。

裁判所(国)が前記【理由】1に記載したようなシステムを整備した場合、ほとんどの破産事件における債権届出は、当該システムで対応可能であり、破産管財人が債権届出に関する事務を行う必要性は少ない。しかし、現実の倒産事件には、数十万人と極めて多数の債権者が存在する事件や、例えば消費者金融会社で過払金の計算が必要になるなど、破産会社の会計システムと連動する形で、破産債権の管理を行う必要が生じる事件が存在する。このような事件では、例外的に、債権者は、破産管財人がその事件のために構築した独自のシステムを用いて、債権届出を行うこととする必要がある。したがって、例外的に、債権者が、破産管財人に対して、債権届出をできる旨の規律を設けるべきである。なお、中間試案の甲案には「破産債権者が多数に上るケース」と記載されているが、これが破産債権者が極めて多数に及ぶケースに留まるのか不明であることなどを理由に、甲案に懸念を示す意見もあった。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注)裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、破産手続等の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、破産手続等の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子

化しなければならないものとする) 考え方 (B-2 案)、③当事者を含む利害関係人の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする) 考え方 (B-3 案) がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第 132 条の 12 及び第 132 条の 13 と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第 92 条第 9 項及び第 10 項、第 133 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 133 条の 3 第 2 項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から

消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

イ 破産法特有のルール

【甲案】

書面等又は記録媒体の提出とともに、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合において、当該支障部分が記載され、又は記録された部分のうち特に必要があるものについては、ア①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる支障部分についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)について、(注)の考え方のうちA-1案をとることを前提として、賛成する。
- 2 (2)ア①及び②について賛成し、③について反対する。
(2)イについては、ア③について反対であることを前提に、乙案に賛成する。

【理由】

1 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

前記1「裁判所に対する申立て等」(1)についての意見の理由で述べたとおり、破産手続はデジタル化の効果が大きい手続である。提出された書面等が電子化されることのメリットについて、民事訴訟手続のIT化の議論の中では、①当事者が訴訟記録を持ち運ばなくてよくなること、②電子化された訴訟記録を用いて、迅速かつ効率的な争点等の整理を行うことが可能となること、③裁判所における訴訟記録の管理や運搬が容易になること、などが指摘されていたが、破産手続における事件記録の電子化は、民事訴訟手続における訴訟記録の電子化のメリットに加えて、以下で詳しく述べるとおり、④多数の利害関係人による閲覧等を、コストをかけずに効率的かつ容易に実現す

ることができること、⑤同一の債務者についての過去の破産事件の記録の確認が容易になること、⑥自然人や法人の破産手続について統計処理を行いやすくなることにより、より適切な破産手続の運用や法改正、更には我が国の経済・福祉政策の策定に資するデータを入手することが可能となるといったメリットを指摘することができる。

まず、破産手続には、民事訴訟手続と比較して、より多数の利害関係人が参加することが予定されている。具体的には、裁判所以外に、破産者、破産者代理人、破産管財人（破産管財人代理や保全管理人を含む。）、破産債権者、財団債権者（租税債権者、労働債権者等）、否認請求の相手方、役員責任査定の相手方等といった多種類の利害関係人がいることに加え、破産手続に最も大きな利害関係を有する破産債権者が極めて多数となることも珍しくない。これらの利害関係人が、コストをかけず効率的かつ容易に事件記録の閲覧等を行うことができるようにするためには、事件記録の全面的な電子化が必要であり、閲覧対象となり得る事件記録がたとえ一部であっても電子化されていないとすれば、事件記録の電子化の効用を大きく損なうといわなければならない。

また、破産事件の事件記録は、破産者が自然人の場合は、同一の破産者（債務者）について、再度破産手続開始がされる場合もあり、その場合は過去の破産手続についての経過や内容、免責許可決定の有無やその理由などを確認する必要が生ずる。そのような場合に、書面等や記録媒体で事件記録が管理や保存がされている場合は、過去の破産事件の事件記録の確認に大きなコストや労力がかかるが、全ての自然人の破産事件を対象として、事件記録の全面的な電子化がなされれば、同一の債務者についての過去の破産事件の確認が容易となることは明らかである。

さらに、破産手続をより適切に運用し、更に必要な法改正をするためには、その前提として破産手続の利用件数、破産者の属性、破産手続開始の原因その他についての統計的な情報を得た上で議論がされるべきである。しかし、現行法下での破産事件に関して、司法統計等で公表されている情報はごく限られた範囲の情報に過ぎず、破産事件の具体的な実態（負債額の傾向、破産財団の規模の傾向、事件の係属期間、債権者集会の開催の有無・回数、配当実施の割合、配当率の推移など）や、破産手続内における各種の制度（保全命令、中止命令、否認請求、役員査定手続、担保権消滅許可手続など）の利用件数及びその内容等については、系統だった統計処理がされているとは思われず、裁判所においても、現状では、現実に生じている破産事件の状況を適

時、的確に把握できていないというべきである。全ての破産事件の事件記録の電子化がなされることによって、破産事件の運用状況について詳細かつ網羅的に精度の高い統計情報を得ることが可能となり、さらに、将来的な技術の発達によって、より高度な分析が可能となることが期待される。

そして、このような統計処理や分析の高度化は、破産手続の運用の改善にとどまらず、自然人や法人の破産を防ぐための経済政策策定のための基礎資料となるほか、自然人の破産についての統計的分析がなされることによって、自然人である破産者の経済的な再生という福祉的な政策策定の資料ともなる。

これに対して、例えば、自然人である債務者が破産手続開始の申立てをして、破産手続開始の決定がされたものの、いわゆる同時廃止により手続が終了したケースなどにおいては、事件記録を電子化するニーズが乏しく、破産手続開始の申立てに当たって提出された多くの資料を全て電子化することによる裁判所の事務の負担等に鑑みると、記録の電子化について特則を設け、電子化の必要が生じた際に、必要な範囲で電子化をすることで足りることとすべきであるとの意見があるが、反対である。例として挙げられている自然人である債務者の破産手続が同時廃止により終了した場合であっても、免責手続において破産債権者は事件記録を閲覧して意見申述ができるのであり、これまでに破産債権者が事件記録を閲覧した上で免責について意見を出すということはほとんどないという実情があったとしても、それはむしろ事件記録の閲覧が容易ではなかったために過ぎず、同時廃止で終了した破産事件も含めて事件記録の全面的な電子化がなされ、電子化された事件記録の閲覧が可能となれば、廃止決定に対する不服申立ての権利や免責申立てに対する債権者の意見申述の権利がより実質的に行使が可能となり、破産事件のより適正な運用に資することは明らかである。また、自然人である債務者の破産手続が同時廃止で終了する場合は多数あるが、そのような同時廃止事件についても、統計的な情報を得ることによって、自然人の破産手続の改善につなげるべきであるし、破産という事態に至る経緯や自然人の債務者の経済的な実態等をより正確に把握して、破産手続の運用や法改正のために限らず、経済政策のための資料としていくべきである。

破産事件の事件記録の電子化は、全ての破産事件の事件記録が電子化されているときに最も発揮され、一部ではあっても電子化の対象とならない事件記録の存在を許せば、電子化されている事件記録の網羅性が失われてしまい、かえって書面等又は記録媒体の形での事件記録の管理、保管、検索等による

労力の増大と効率の悪化もその効用が著しく低下することになる。全ての破産事件の事件記録の電子化使用とする場合に、電子化をする作業の負担が生ずるとの指摘があるが、申立て等についてインターネットを通じた申立て等を行いやすいシステムを用意することや、破産管財人等に対して電子的な申立て等を義務付けることなど、電子化の作業を要する書面等や記録媒体での提出を減らすための制度設計を検討すべきである。電子的な申立て等をしやすくする施策をとらずに、電子化の作業負担の増大を理由に記録の電子化を一部にとどめるのは、手続のIT化の趣旨に反しているものというべきである。

よって、裁判所に提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録することにつき、原則として、裁判所書記官にその電子化を義務付けるべきであり、電子化の義務を負う範囲についての（注）の考え方のうち、A-1案に賛成する。A-2案及びB案は、「破産手続等の特性を考慮し」一定の範囲でのみ電子化を義務付ける趣旨と理解されるが、「破産手続等の特性」が何を意味しているのか不明であり、そのような不明瞭な理由によって電子化の例外を認めることは、電子化されない事件記録の拡大を招きやすく、その結果上述した電子化されていないことによる弊害を生じさせるというべきであるので、反対である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

(2)ア①及び②は、民訴法第132条の12第1項柱書及び同条の13柱書に倣ったものであり、この規律を破産手続においても原則のルールとすることに異論ない。

(2)ア③について、書面等及び記録媒体の電子化の例外に関する規律として、i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの、ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項、iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるものを、ファイルに記録することを要しないとするには反対である。

民事訴訟手続においては、民訴法第132条の12第1項各号や同条の13各号により電子化の例外となる営業秘密や秘匿事項等に関して、閲覧制限の決定等がされた後も閲覧等できるのは裁判所と当事者又は秘匿対象者のみである。しかし、破産手続においては、裁判所や当事者だけでなく、破産手続全体に関与して破産手続を主体的に追行する職責を負う破産管財人は、当該破産事件の事件記録に関して、民訴法の定め準用により閲覧等の制限

がされる営業秘密や秘匿事項も含めて、全面的に閲覧等を行うことが認められるべきである。この点は、破産管財人代理、保全管理人、保全管理人代理においても同様である（以下、破産管財人、破産管財人代理、保全管理人、保全管理人代理をあわせて「破産管財人等」という。）。そして、破産管財人等が、閲覧等が可能な当該破産事件の事件記録を、インターネット等を用いて閲覧等を行うことができるようにするためには、営業秘密や秘匿事項についてもファイルに記録されていることが必要である。

また、電子化の例外を認める事項に関して、iにおいては「特に必要があるもの」、iiiにおいては「必要があるもの」と限定を定めているが、そもそも何にとって「必要」であることを意味するのかが不明であるし、「特に必要がある」と「必要がある」との区別の根拠や基準も不明であるから、電子化の例外について恣意的な解釈を許すおそれがある。

よって、(2)ア③については反対である。

(2)イについては、破産法第12条第1項により閲覧等の制限がされた支障部分に関して、「特に必要があるもの」を電子化の例外とすることを定める甲案には、反対である。

破産法第12条第1項に定める支障部分の記載について、前記1「裁判所に対する申立て等」(2)についての意見の理由で述べたとおり、破産管財人等はインターネットを用いて支障部分を含めた文書等の提出を行うことが義務付けられるべきであるから、そのことを前提とすれば、破産管財人等が書面等又は記録媒体を裁判所へ提出することは想定されないため、電子化についての裁判所の事務負担は生じない。また、破産法第12条第1項による支障部分の閲覧等の制限をした場合には、申立てをした者以外には閲覧請求ができないため、当該支障部分をファイルに記録する必要性が低いように思われるが、同様の支障部分の閲覧制限の手続を定めた民再法第17条や会社更生法第12条では、閲覧制限の申立てをした者以外に再生債務者等や更生会社は、支障部分の閲覧等が認められている。そうすると、少なくとも民事再生手続や会社更生手続においては、支障部分についてもインターネットを用いた閲覧ができるようにすべきであり、破産手続においてのみ、あえてファイルに記録をすることの例外を認める理由は乏しい。そして、実例が少ないとしても、破産法上は破産管財人が代わり、後任の破産管財人が職務を行うケースも想定されており（破産法第88条等）、前任の破産管財人の申立てにより支障部分の閲覧制限がされている記録がある場合に、後任の破産管財人は当該支障部分の閲覧をする必要がある場合に、当該支障部分がファイルに

記録されていないと、後任の破産管財人はインターネットを用いた閲覧等ができないことになり、不都合がある。

よって、(2)イの甲案（(注)の内容を含む。）には反対であり、(2)ア③に反対するのと同じく事件記録の全面的な電子化を図るべきという理由により、(2)イの乙案に賛成である。

そもそも、(2)ア③及びイのいずれについても、破産管財人等以外の利害関係人に対して事件記録の閲覧等を制限することと、破産管財人等の閲覧等に必要ない事件記録の電子化（ファイルへの記録）とは区別して考えるべきである。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、破産債権者表などについて、書面による作成に代えて、電磁的記録を作成することについて異論はない。

また、破産手続では、従前の実務においても、破産管財人が、破産管財業務の遂行に必要な場合に、破産手続開始決定書、破産管財人の資格証明書、不動産売却許可書などの書面を、法務局、金融機関、破産裁判所以外の裁判所、破産財団帰属債権の債務者等の第三者に対して交付することがあり、破産債権者や財団債権者に対しては、破産手続終結決定証明書若しくは破産手続廃止決定証明書又はこれらの写しを交付することも多い。これらの書面については、裁判手続のIT化や行政手続のIT化などを通じてバックオフィス連携の充実に資するほか、破産債権者等の利害関係人が各種の証明書又はその写しを、インターネットを通じて取得できるようにすることも検討すべきである。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(3) 債権調査期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管財人）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(4) 債権者集会の期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (3)に賛成する。
- 4 (4)に賛成する。

【理由】

- 1 (1)口頭弁論の期日、(2)審尋の期日及び参考人等の審尋について
破産手続におけるこれらの審尋期日等について、民事訴訟手続と別異に取り扱う理由がなく、民事訴訟手続と同様の規律とするべきである。
- 2 (3)債権調査期日について
 - (1) 債権調査につき期日方式を採用する場合（なお、破産法上、期間方式が原則となっている（同法第116条第1項。）、海外を含めた遠方に所在する債権者等、より多くの債権者に参加の機会を与えること、また、コロナ禍のような対面による会議が開催できない社会状況に陥った場合でも破産手続を遅滞させないという観点等から、ウェブ会議の利用を認めることに異論はない。
 - (2) (注) について
関係者の意見聴取を必要的とすることは、ウェブ会議の利用を妨げる要因となりうることから、規律を設けないことに賛成する。
- 3 (4)債権者集会の期日について
 - (1) ウェブ会議を利用することで、関係者が現実に同一の場所で会合することなく、リアルタイムに報告や意見陳述、質疑応答を行うことが可能となっており、このようなウェブ会議を用いた債権者集会が可能になれば、債権者にとっての利便性が高まり、債権者集会の実質化が図られると考えられる。また、コロナ禍のような債権者集会が開催できない社会状況に陥った場合でも、破産手続を遅滞させないという観点からも、ウェブ会議による債権者集会の必要性は大きい。
その一方、債権者に対する情報提供の在り方等の観点から、債権者集会のそもそもの必要性について検討する必要があると考えられる。すなわち、債権者集会の主要な機能は債権者への情報提供にあると解されるところ、倒産手続のIT化後は、債権者集会が有する情報提供機能もIT技術を用いたシステム構築によりデジタル化されていくべきであり、そうすることによって破産管財人からの随時の情報提供が可能となり、債権者集会に出

席した債権者に対してのみ情報提供がなされている現状に比して、情報提供がより充実するものと考えられる。また、債権者と破産管財人とのコミュニケーションや、破産管財人への情報提供についても電子メールの活用によって活発化することが期待できる。加えて、大多数を占める小規模な破産事件においては債権者集会に出席者がほとんどいないという現状にも鑑みると、こうしたIT活用による情報提供以上に、債権者集会を開催して対面での情報提供が全ての事件で不可欠であるとまでは考えられない。また、債権者数が多数に上る大型の倒産事件や、多くの債権者が海外を含めた遠方に所在する破産事件においては、会場確保の困難性や費用の問題、債権者集会への参加の機会の公平性の観点から、債権者への情報提供をIT化することを前提に、債権者集会を非招集とすることで、手続を簡素化、衡平化することがむしろ適切かつ合理的な場合もある。

なお、債権者集会が事実上有する機能として債務者に対する諭旨機能が指摘されているが、諭旨機能はあくまで事実上のものであって、かかる機能を果たすために債権者集会の開催を必須と考える必要まではないと考えられる。債権者集会を開催しない場合であっても、破産管財人が債務者との面談等を通じて内省を促し、場合によっては免責審尋を活用することで、破産手続が有する債務者に対する諭旨機能は十分発揮できるものと考えられる。

もともと、情報提供のIT化が実現した後においても、債権者と破産管財人との関係や債務者の属性等によっては、なお債権者集会を開催すべき場合もあると考えられることから、倒産手続のIT化後においては、現在の運用のように、債権者集会の開催を原則とするのではなく、債権者集会を招集するか否かを、事案に応じて任意に選択することができるようにするのが適切である。具体的には、現行破産法は、裁判所は、知れている破産債権者の数やその他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集することを相当でないと認めるときを除き、破産手続開始決定と同時に、財産状況報告集会の期日を定めなければならないと規定するところ（破産法第31条第1項第2号、同条第4項）、債権者集会開催の任意化を実務上円滑に行えるよう、同条項を削除するなど、財産状況報告集会の招集に関する規定を改正することを提言する（なお、現行の民再法及び会社更生法では、破産法と異なり、財産状況報告集会の招集は原則とされておらず、実務上もほぼ開催されていない。）。

(2) (注)について

関係者の意見聴取を必要的とすることは、ウェブ会議の利用を妨げる要因となることから、規律を設けないことに賛成する。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 一定の債権者（例えば、債権届出をした破産債権者）も、(注1)②の申立人等と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

(注3) (注1)の①及び(注2)の考え方とは別に、裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限定するものとするべきとの考え方がある。

【意見】

- 1 本文①に賛成する。
- 2 本文②に賛成する。
- 3 (注1)①に賛成する。
- 4 (注1)②に賛成する。

- 5 (注2)に賛成する。
- 6 (注3)に反対する。

【理由】

- 1 本文①は、特段の異論はない。
- 2 本文②は、特段の異論はない。
- 3 (注1)①について

倒産手続において最も利害関係を有するのは債権者であり、記録の情報提供機能は最大化されるべきである。債権者の認定を厳重にし過ぎるとIT化による利便性の向上に反することになるため、債権者の認定については、債権者による疎明のほか、申立時の債権者一覧表記載や破産管財人の新たな債権者報告等も参考にすることも検討されるべきである。

- 4 (注1)②は特段の異論はない。
- 5 (注2)について

前記3と同旨である。もともと、過去に閲覧等の請求をした際に破産債権者と認定され、利害関係人として閲覧等をした者であっても、その後の代位弁済や債権譲渡等によって破産債権者でなくなり、利害関係を失った者については、閲覧等が認められないのは当然である。事件管理システムにおいて、破産管財人の報告などに基づき、裁判所が、当該者の閲覧等の権限を喪失させるなどの手当てがなされるべきである。

- 6 (注3)について

前記3と同旨である。

6 送達

(前注)破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つであり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

- 1 (1)について、(前注)の記載は、破産法における通知をシステム送達(民訴法第109条の2第1項。以下同じ。)の方法で行えることとするを前提としている(その旨の規定を破産規則に置く。)という理解を前提に、賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

- 1 (1)について、特段の異論はない。
- 2 (2)について、特段の異論はない。

7 公告

【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

破産手続等における公告において、(官報への掲載に加えて、)裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない(甲案のような特段の規律は設けない)ものとする。

(注1) 破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

(注2) 個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと(例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること)などを検討すべきとの考え方があるが、他方で、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえて、裁判所外において公示しないこととするなどの見直しに慎重な考え方もある。

【意見】

次の3つの意見がある。

- 1 甲案及び乙案のいずれにも反対し、(注1)に賛成する。なお、(注1)の公告方法に関し、裁判所のウェブサイトに掲載する期間は、破産手続終了後一定期間とすべきである。(注2)について、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえれば、裁判所外において公示しないこととするは妥当でない(意見1)。
- 2 個人破産者については、甲案、乙案及び(注1)のいずれにも反対し、(注

2) の前段の考え方に賛成する。自然人の破産手続における公告は、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で当該裁判所のみならず全国の裁判所の破産者情報を閲覧できるようにする方法により行うものとし、官報への掲載を廃止すべきである。また、法人の破産手続の公告については、掲載期間の制限や破産者情報の第三者への提供を禁止するなどの措置をとることを前提として、(注1) に賛成する(意見2)。

3 乙案に賛成し、(注1) 及び(注2) のうち官報による公告を廃止する考え方には反対する(意見3)。

【理由】

1 意見1 について

公告制度は破産手続の集団処理のための根幹であり、手続の迅速化及び利用者費用負担の軽減等 IT化の目的をより促進させる観点から、甲案の「官報に掲載することに加えて」を一步進め、(注1) のとおり、「官報に掲載することに代えて」裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならない、とすることが相当である。また、破産者のプライバシー保護の観点から、裁判所のウェブサイトへの掲載期間は、破産手続終結後一定期間とすべきである。

(注2) について、個人破産事件の公告についてプライバシーの問題を重視し、個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことなどを検討すべきとの考え方もあるが、破産手続における公告制度の重要性に鑑みれば、このような周知性を欠く方法を公告の手段とすることは妥当でない。前記のとおり、公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法を前提とした上で、破産者のプライバシーを相当な範囲を超えて侵害する違法行為に対しては、自然人の破産情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)上の「要配慮個人情報」に当たるものとして、政令(個人情報の保護に関する法律施行令)で定めることにより対応することや、前記違法行為を直接的に抑止する新たな立法措置(本法制審部会での議論の対象ではないため、詳細は控えるが、例えば、自然人の破産情報の営利目的による提供等を防ぐために、自然人の破産情報を第三者へ提供できるのは、裁判所及び指定信用情報機関に限定することとし、裁判所及び指定信用情報機関以外の者が第三者への提供をする行為について直接的な罰則を定めることなどが考えられる。)で対応すべきである。

2 意見2について

自然人の自己破産手続における公告の在り方については、法人の破産手続における公告とは、分けて考えるべきである。

法人の破産手続とは異なり、自然人については、個人情報の保護、名誉やプライバシーの侵害防止、破産者の経済生活の再生の機会の確保なども考慮した上で、公告制度の在り方を検討する必要がある。このような観点からは、現状の官報公告は妥当でないというべきであるが、裁判所ウェブサイトに掲載する方法により公告を行う場合、その情報を読み取って違法にもデータ化し蓄積していくことにより、現状の官報公告にも増して、かえって、不必要な情報拡散を招くおそれがある。自然人の自己破産における公告は、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法により行うことが妥当である。なお、裁判所に設置した端末で閲覧できる範囲は、当該裁判所のみならず全国の裁判所の破産者情報をその対象とすべきである。裁判所設置端末を利用する限り、プライバシー侵害防止にはなり得るし、この限度で利便性を確保してもよいと考えられるからである。

このように、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で公告を行うのであれば、インターネット接続環境を有しない者であっても、裁判所に出向くことができれば、閲覧可能である。官報公告をやめ、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によってのみ公告を行うこととすることに対しては、インターネット接続環境を有しない者は閲覧できないという批判があるが、この批判も当たらない。

また、個人破産事件の公告によるプライバシーの問題について、別途、新たな立法措置を対応すべきであるとの指摘もあるが、いわゆる破産者マップ事件以降、官報に掲載された情報を、破産者の同意なく、データベース化して、ウェブサイトに掲載する業者が、繰り返し現れている。個人情報保護委員会により、繰り返し勧告し、公示送達による停止命令をするなどし、ようやく、あるウェブサイトが閉鎖されても、また新たな類似のウェブサイトが現れている。2022年（令和4年）6月には、新破産者マップと称するウェブサイトが、「このウェブサイトの運営は海外で行われて（いる）」とし、地図上のピンに付随する破産者の情報を非表示にするためには6万円、ピンごと非表示にするためには12万円を、ビットコインで支払う必要があるとしている。この新破産者マップと称するウェブサイトに対しては、既に、令和4年7月20日に、個人情報保護委員会が、個人データの提供を停止すること等を命令しているが、同年9月現在、特にこれに従うような動きはない。

個人情報保護法等による事後的な対応措置には、限界があることは明らかである。

3 意見3について

IT化による公告へのメリットは十分認められるが、紙媒体の官報による公告手段も現時点ではその意義が失われていない。

また、公告方法として裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとることについては、未だ解決すべき問題点が存在するものといえ、紙媒体の官報による公告を廃止することには問題がある。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

【意見】

特段の意見はない。

第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

第3「破産手続」に記載した【理由】と同旨である。

なお、破産手続における破産管財人等の規律を再生債務者に及ぼすべきか否か、またどの範囲で及ぼすべきかについては、今後さらに議論を深めるべきである。

第5 非訟事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手續代理人等

非訟事件の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 非訟事件の手續において裁判所から選任された者

【甲案】

非訟事件の手續において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する非訟事件の手續においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

非訟事件の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)アに賛成し、(2)イについては、乙案に賛成する。

【理由】

1 インターネットを用いてする申立て等の可否について

民訴法においては、民事訴訟手續における申立て等（訴え提起、準備書面の提出等）について、インターネットを用いてすることができるものとされた。非訟事件の手續における申立て等についても、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができるものとするのが相当である。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けについて

(1) 委任を受けた手続代理人等について

民訴法においては、委任を受けた訴訟代理人等は、民事訴訟手続における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされた。非訟事件の手続においても、これと同様の規律とすることに支障はないと考えられることから、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手続代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするのが相当である。

(2) 非訟事件の手続において裁判所から選任された者について

民訴法において、委任を受けた訴訟代理人等が民事訴訟手続における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされたのは、弁護士及び司法書士が法律専門職であることに着目したからである。国や地方公共団体の指定代理人については、法曹資格のない者もいるが、国や地方公共団体がIT化を推進する立場にあることが考慮されたからである。

これに対し、非訟事件の手続において裁判所が選任する者は多様であり（非訟法に基づく者として、特別代理人、供託物の保管者、買戻権の消滅に係る鑑定人など。会社法に基づく者として、定款の記載又は記録事項に関する検査役、現物出資財産の価額の検査役、株主総会の招集手続等に関する検査役、一時役員、一時代表取締役、業務の執行に関する検査役、一時委員、一時代表執行役、清算人、鑑定人、帳簿資料を保存する者、特別代理人、監督委員、調査委員、事務を承継する社債管理者、管理人など。借地借家法に基づく者として、鑑定委員など。）、法律専門職である場合もそうでない場合もある。裁判所への申立て等を必要とする職務がほとんどない者も多い。同じ職務をする者について、裁判所から選任される場合とそうではない場合もあるが、その場合によって義務付けを区別する根拠も明らかではない。例えば、清算人については裁判所から選任された者のみが申立て等をインターネットを用いなければならないものとするのを合理的に説明することは困難である。

非訟事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとしても、裁判所によって利用しやすいシステムが提供されるのであれば、裁判所から選任された者がインターネットを用いて申立て等を行うことがほとんどであると考えられるから、不都合はない。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、非訟事件の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、非訟事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の

手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

イ 非訟法特有のルール

【甲案】

非訟事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び(注)については、裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)に賛成する。
- 2 (2)アに賛成し、(2)イについては、甲案及び(注)に賛成する。

【理由】

- 1 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等について
民訴法第132条の12においては、民事訴訟手続において申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、原則として当該書面等を電子

化しなければならないこととされており、一部の例外を除き、全件電子化することとされている。

これに対して、非訟事件の手續には、当事者対立構造にない事件もあることから、電子化のメリットが相対的に低いなどとして、電子化の対象事件等の範囲を限定する考え方がある。

しかし、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じ、あるいは事後的に電子化が必要となった場合等における事務コストの増大につながるおそれがある。当事者対立構造にない事件においても、事件記録の電子化には、裁判所及び当事者の保管・運搬コストの低減、事件記録の閲覧・検索・再利用における利便性の向上、迅速かつ効率的な事件処理、感染症の拡大防止や災害発生時の業務継続の実現に資するなどのメリットがある。これらの電子化のメリットは、全ての事件について一律に電子化することにより、その本来的な効果を発揮することができる。

なお、多くの行政手續においては当事者対立構造にないが、国民の利便性や電子化のメリットを実現する観点から、電子化が推進されている。

よって、非訟事件の手續についても、民事訴訟手續と同様に、全ての事件について電子化するとするのが相当である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールについて

民訴法第132条の12第1項においては、申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、ファイルに記録することにつき困難な事情があるときを除き、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならないとされている。また、同条の13第1項においては、当該書面等のほか、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録に記載・記録されている事項についても、これと同様としている。

また、民訴法第132条の12第1項各号及び同条の13第1項各号は、第三者の閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、例外的に電子化を要しないものとしている。

これらの民訴法の規律の趣旨は、非訟事件の手續においても同様に妥当するものといえることから、民訴法と同様の規律とするべきであり、(2)アに賛成する。

一方で、当事者対立構造が必ずしもとられず、審理が非公開とされていることの背景にある非訟事件の特性に鑑みると、非訟法特有のルールを設ける

ことは合理的であって、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがある場合に、ファイルに記録することを要しないものとし、また、電子化された場合でも、安全管理のために必要かつ適切な措置をとることができるようにすることは重要であるというべきであるから、(2)イについては、甲案及び(注)に賛成する。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

非訟事件の手續において、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等につき、当事者や利害関係を疎明した第三者による閲覧等の対象となるなど、事件管理システムを通じた利用が予定されていることから、それらを電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手續の期日における手續(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べることができるものとする。

る。

【意見】

いずれも賛成する。

【理由】

非訟事件の手續においても、遠隔地要件を維持すべき理由はないから、同要件の削除に賛成する。また、何らかの事情によりウェブ会議が困難になった場合に備えて、電話会議で当事者の期日の参加、専門委員の期日における意見聴取などができるようにしておくべきであるので、いずれも賛成する。

5 和解調書の送達又は送付

【甲案】

和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

和解を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

- 1 乙案に賛成する。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。
- 2 (注)に賛成する。ただし、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することを実現する際は、申立ての手数料の大幅な低額化も実現した上、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。

【理由】

和解が成立した場合は、和解を記載した調書を当事者に交付して、和解した内容を了知させる必要があるから、当事者からの申請がなくても、職権で交付することが適切である。非訟事件では、終局決定であっても、送達しなければならないものとはされておらず、相当と認める方法で告知することで足りるとされているから（非訟法第56条）当事者への和解を記載した調書の交付の方法としては、甲案は均衡を失っており、送達又送付しなければならないものと

する乙案を採用すべきである。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。

また、非訟事件の手續の電子化によって、裁判所の事務処理の効率化と事務コストの低減化が期待できる。非訟事件の手續は、民事訴訟手續と異なり特別送達の利用が必須ではないし、裁判所に出頭した当事者等に対し裁判所書記官から書面が交付送達されることによって郵便費用がほとんどかからない例も少なくない。今後は、システム送達の導入により郵便費用がさらに低減することも見込まれる。したがって、申立ての手数料の大幅な低額化を実現すべきであり、これに加えて、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。

6 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（（注1）②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方がある。

（注3）裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型（借地

非訟事件など)や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。
- 2 (1)(注1)に賛成する。
- 3 (1)(注2)に賛成する。
- 4 (1)(注3)に賛成する。
- 5 (2)及び(注)に賛成する。

【理由】

- 1 (1)及び(注1)は、現行法の規律を基本的に維持することを明らかにしており、賛成する。
- 2 (注2)は、現行法の規律を基本的に維持されることを前提に、電子化された事件記録の閲覧等の許可の在り方を提案するものである。同一の当事者が一度閲覧又は複写等の許可を得た部分を再度閲覧又は複写等する場合に別途の許可を必要とするのは煩雑であり、これを不要にしたとしても弊害が考えられないから、前段で例示された運用に賛成する。また、後段で例示された運用に関し、特別代理人や清算人など裁判所から選任された者については、範囲を指定するなどして、電子化された事件記録の閲覧等を事前に許可する

ことが許されても良いと考える。

- 3 借地非訟事件など事件記録の閲覧等に裁判所の許可が不要な事件類型等については、民事訴訟と同様の方法により閲覧等が認められないと不便であるから、(注3)に賛成する。
- 4 当事者が自ら提出した書面等、電子裁判書及び事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、その閲覧等につき裁判所の許可を必要とする理由(当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれ)がないから、許可を不要とする(2)及び(注)に賛成する。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

非訟事件の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

1 電磁的記録の送達について

民訴法は、電磁的記録の送達に関し、①電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達(同法第109条)、②インターネットによる送達(同条の2)の2種類を定めるとともに、その効力発生の時期(同条の3)及び届出をしなければならない者に関する特例(同条の4)について定めている。

非訟事件の手續においても、民事訴訟手續と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

2 公示送達について

民訴法第111条においては、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、①書面を裁判所の掲示板に掲示する措置又は②裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置のいずれかによることが定められた。

非訟事件の手續においても、これと同様の規律とするのが相当である。

8 公示催告事件における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(2) 裁判所のウェブサイト掲載

【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

公示催告事件についての公告については、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとの規律は設けないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)は、甲案の「加えて」を「代えて」に修正し、官報に掲載する方法を廃止して、これを裁判所のウェブサイトに掲載する方法に変更すべきである。

【理由】

- 1 本文(1)は反対する理由がない。
- 2 本文(2)については、公示催告事件の公告が裁判所のウェブサイトに掲載されることになれば、現行よりも公告の周知性を高めることができるので、実現されるべきである。その場合は、官報への掲載を維持する必要がないので、甲案の「加えて」を「代えて」に修正すべきである。官報への掲載の方法が廃止されれば、利用者が官報公告費用を負担せずに済むメリットも実現される。なお、当連合会内には、官報への掲載の方法の廃止に反対する意見もあった。

9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考えがある。

【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。

【理由】

IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。

また、IT化の効用の一つである裁判の充実と迅速化を更に推し進めるという観点から、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなどを行うことによって裁判所における手続や事務処理上の負担を軽減することは有益である。したがって、その検討をすること自体は、賛成する。

第6 民事調停

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手續において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手續において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

1 インターネットを用いてする申立て等の可否について

民訴法においては、民事訴訟手續における申立て等（訴え提起、準備書面の提出等）について、インターネットを用いてすることができるものとされた。民事調停の手續において裁判所に対して行う申立て等についても、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができるのが相当である。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けについて

民訴法においては、委任を受けた訴訟代理人等は、民事訴訟手續における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされた。民事調停の手續においても、これと同様の規律とすることに支障はないと考えられることから、民訴法の規定を準用し、委任を受けた代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとするのが相当である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から

消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)本文及び(注)に賛成する。

【理由】

1 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等について

民訴法第132条の12においては、民事訴訟手続において申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、原則として当該書面等を電子化しなければならないこととされており、一部の例外を除き、全件電子化することとされている。

民事調停の手続についても、民事訴訟手続と同様に、全ての事件について電子化するとするのが相当である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールについて

民訴法第132条の12第1項においては、申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、ファイルに記録することにつき困難な事情があるときを除き、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならないとされている。また、同条の13第1項においては、当該書面等のほか、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録に記載・記録されている事項についても、これと同様としている。

また、民訴法第132条の12第1項各号及び同条の13第1項各号は、第三者の閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等については、例外的に電子化を要しないものとしている。

これらの民訴法の規律の趣旨は、民事調停の手続にも妥当するから、民訴法と同様の規律とするべきである。

さらに、民事調停の手続においても、営業秘密やプライバシー等の重要な利益を守るために、電子化された記録について安全管理のために必要かつ適切な措置をとることができるようにすることは重要であるというべきであるから、(注)のとおり、民訴法と同様の規律を設けるべきである。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事調停の手續において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、当事者や利害関係を疎明した第三者による閲覧等や、当事者に対するシステム送達の対象となるなど、事件管理システムを通じた利用が予定されていることから、電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手續の期日における手續(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

民事調停の手續においても、遠隔地要件を維持すべき理由はないから、同要件の削除に賛成する。また、何らかの事情によりウェブ会議が困難になった場合に備えて、電話会議で民事調停の手續の期日における手續(証拠調べを除く。)ができるようにしておくべきであるので、賛成する。

5 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

- 1 乙案に賛成する。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。
- 2 (注) も賛成する。ただし、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することを実現する際は、申立ての手数料の大幅な低額化も実現した上、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。

【理由】

民事調停の手続においても、調停が成立した場合は、調停における合意を記載した調書を当事者に交付して、合意した内容を了知させる必要があるから、当事者からの申請がなくても、職権で交付することが適切である。民事調停の手続では、終局決定であっても、送達しなければならないものとはされておらず、相当と認める方法で告知することで足りるとされているから（民調法第22条が準用する非訟法第56条）、当事者への調停における合意を記載した調書の交付の方法としては、甲案は均衡を失っており、送達又送付しなければならないものとする乙案を採用すべきである。

また、民事調停の手続の電子化によって、裁判所の事務処理の効率化と事務コストの低減化が期待できる。民事調停の手続は、民事訴訟手続と異なり特別送達の利用が必須ではないし、調停期日に出頭した当事者等に対し裁判所書記官から書面が交付送達されることによって郵便費用がほとんどかからない例も少なくない。今後は、システム送達の導入により郵便費用がさらに低減することも見込まれる。したがって、申立ての手数料の大幅な低額化を実現すべきであり、これに加えて、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手續における電子化された事件記録及び電子化されていない事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

- 1 (1)は、現行法の規律を踏まえた提案であり、賛成する。
- 2 民事調停の手續は、要保護性のある秘密が自己の主張を裏付ける資料となっている場合にこれを提出しなくても、民事訴訟のように敗訴リスクは負うものではないとはいえ、第三者の閲覧を制限することができないことによつて、民事調停の手續の利用が躊躇されることがあってはならないから、(2)も賛成する。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事調停の手續における電磁的記録の送達について、(非訟法を準用す

ることにより) 民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事調停の手續における公示送達について、(非訟法を準用することにより) 民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

1 電磁的記録の送達について

民訴法は、電磁的記録の送達に関し、①電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達(同法第109条)、②インターネットによる送達(同条の2)の2種類を定めるとともに、その効力発生の時期(同条の3)及び届出をしなければならない者に関する特例(同条の4)について定めている。

民事調停の手續においても、民事訴訟手續と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

2 公示送達について

民訴法第111条においては、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、①書面を裁判所の掲示板に掲示する措置又は②裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置のいずれかによることが定められた。

民事調停の手續においても、これと同様の規律とするのが相当である。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手

数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならぬとの規律を設けるものとする。

(注3) 特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(注4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考えがある。

【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。ただし、破産手続のIT化を踏まえた特定調停の手続のIT化の具体的内容をできるだけ早期に明らかにされたい。
- 4 (注4) に賛成する。

【理由】

- 1 民事調停の手続のIT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限について
IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。
- 2 特定調停の手続について
特定調停の手続は、民調法の特例として定められたものであるから、そのIT化について、民事調停のIT化を踏まえるべきである。
また、特定調停の手続の目的は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資することであり、破産手続の目的と共通する点があるので、破産手続のIT化を踏まえることも差し支えない。もっとも、特定調停の手続と破産手続との間において、手続上の類似点が見当たらないため、「破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。」の具体的内容が不明といわざるを得ないので、その内容を早期に明らかにすべきである。
- 3 (注4) について
IT化の効用の一つである裁判の充実と迅速化を更に推し進めるという観点から、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなどを行うことによって裁判所における手続や事務処理上の負担を軽減することは有益である。したがって、その検討をすること自体は、賛

成する。

第7 労働審判

1 裁判所に対する申立て等の可否

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【意見の前提】

(2)は、本人申立ての場合の本人、労審法第4条第1項ただし書の規定による許可を受けて代理人となった者には及ばない。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、

この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

1 (1)に賛成する。

2 (2)本文(①から③〔i から iiiまでを含む。〕までを含む。)及び(2)③の(注)に賛成する。

なお、(2)①及び②の各ただし書きの「当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」とは、民訴法第132条の12第1項及び同条の13においての解釈では限定的に解されて、的確に電子化することが困難であるときや、物理的にファイルに記録することが困難であるときが想定されており、労審法においても、同様のケースに限定されることを念頭においた意見である。ただし、電子化を徹底するために、(2)①及び②の各ただし

書、並びに同③の本文及び（注）に反対する意見もあった。

3 労働審判員の電磁的記録へのアクセスについて

当事者から提出されてファイルに記録された書面等及び記録媒体がそのまま電子化された事件記録となることを前提に、労働審判員の電子化された事件記録へのアクセスの機会を確保する法整備を行なうべきである。具体的には、労働審判員にもアカウントを設定し、自宅等からもインターネットを通じて電子化された事件記録（特に書証）を閲覧、複製することを可能にするべきである。

また、労働審判手続期日などの場でも各労働審判員が電子化された事件記録に個別にアクセスできる環境を整備しないと、その場で事件記録を閲覧しながら当事者や参考人に対して審尋手続で事実関係の的確な聴取ができない。したがって、各労働審判員に1台ずつ、電子化された事件記録にアクセスできるタブレットなどを配布するような環境整備も必要であり、それに向けた法整備も必要である。

以上の労働審判員の電子化された事件記録へのアクセスについて、必要があれば、最高裁判所規則及び事件管理システムの整備も行うべきである。

【意見の前提】

(2)③iの「営業秘密」は、民訴法第92条第1項第2号の「営業秘密」と同義である。すなわち、「不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。」ことになっている。したがって、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係諸法令違反の事実は「営業秘密」に含まれず、公開による他の労使紛争への影響を阻止したい使用者側の希望だけでは「営業秘密」には含まれない。

3 裁判書及び調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事

者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

（注）労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記8で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている（民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとして参考人等の審尋（民訴法第187条第3項及び第4項参照）は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。）。

【意見】

本文及び（注）に賛成する。

【理由】

労働審判手続制度は迅速な解決を図ることを目的の一つとするが（労審法第1条）、現状では、代理人の日程調整が難航し迅速な進行の阻害要因となりがちである。当事者の意見を踏まえつつ、期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用が選択肢として広がることで、代理人の移動時間などが削減され期日調整が容易となり、迅速な期日の進行も期待できる。

なお、当事者が出頭を希望する場合には、出頭したいという意見を尊重すること、また、労働審判手続は約7割が調停で終了するが、労働審判委員会が調停が成立するように両当事者を説得するには（これは、証拠調べを除く審尋の一環である。）、両当事者が裁判所に出頭する方が適切であることに留意するのが適切であるとの意見があった。

【意見の前提】

（注）にあるとおり、「期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」は、前記のとおり、「証拠調べを除く」、「労働審判事件の手続の期日における手続」に関するものである。したがって、証拠調べとしての審尋に関するものではない。証拠調べとしての審尋については、後記8「その他」の（注1）で言及されている。

すなわち、「ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、・・・など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。」と言及されている。ここにいう民事訴訟手続とは、具体的には民訴

法第187条第3項であり、同項は、「・・・当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（当連合会注：電話会議）によって、参考人を審尋することができる。」と規定している。よって、当事者の一方が異議を出せば、証拠調べとしての審尋を、電話会議によって行うことはできない。

5 調停調書等の送達又は送付

(1) 調停における合意を記載した調書

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(2) 審判書に代わる調書

【甲案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

- 1 (1)について、乙案に賛成する。
- 2 (2)について、乙案に賛成する。
- 3 (注)に賛成するが、上記1及び2で乙案を採るなど、郵便費用と一本化された申立ての手数料を低廉にすることが前提である。

【理由】

1 調停における合意を記載した調書について

調停において合意が成立したときは、調書の作成が義務付けられている（労働審判規則第22条第2項）。

審判書については民訴法の送達に関する規定を準用する旨の定めがあるが（労審法第20条第4項及び第5項並びに同規則第29条）、調停における合意を記載した調書については、送達についての直接の規定はない。

この調書に基づいて強制執行する場合には債務者への送達が必要となるが、現在の実務では、送達が必要な場合は当事者の申請を要するものとされている。

しかし、調停において合意が成立したのに強制執行しなければならないのは、実務上はレアケースである。乙案でも、送達が必要な場合には別途申請をして送達をすれば足りるし、当事者にとっても、その申請の負担は重くはないので、乙案でよい（現状の実務の運用を変更する必要はない。）。

2 審判書に代わる調書について

「審判書に代わる調書」は、労働審判が口頭で告知された場合に作成される（労審法第20条第7項）。

審判書については民訴法の送達に関する規定を準用する旨の定めがあるが（労審法第20条第4項及び第5項並びに同規則第29条）、「審判書に代わる調書」については、送達についての直接の規定はない。

強制執行が必要となる場合、債務者への送達が必要となるが、現在の実務では、送達が必要な場合は当事者の申請を要するものとされている。

しかし、労働審判が行われて審判書に代わる調書が作成される場合（労審法第20条第7項）、異議が出されて本訴に移行するときは、強制執行は不要で送達の必要がないし、他方、異議が出されず審判が確定したときでも、任意の支払いが予想される場合もあり（いわゆる「調停的な審判」が行われた場合など）、労働審判に基づいて強制執行をしなければならないのは、実務的にはレアケースである。乙案でも、送達が必要な場合には別途申請をして送達すれば足りるし、当事者にとっても、その申請の負担も重くはないので、乙案でよい（現状の実務の運用を変更する必要はない。）。

3 （注）について

労働審判手続においては、申立人は通常は労働者であるので、通常の民事訴訟の場合以上に、申立て手数料の低廉化が必要だと考える。

また、中間試案の(1)及び(2)において、甲案で送達を義務付け、その費用

を申立ての手数料に組み入れると、申立人の手数料負担が増えるので、乙案を前提にする場合には、手数料一本化に反対しない。なお、乙案の場合には、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込んで一本化し、また、そのように一本化した場合は郵券の精算処理はしないものと理解した上での意見である。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第26条第1項の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

【意見】

- 1 本文及び（注）に賛成する。

ただし、（注）①のうち「利害関係を疎明した第三者」が「裁判所外端末」を用いた閲覧等を請求することができる点に対しては、情報拡散のリスクの観点から懸念を示す意見があった。

- 2 （注）②のとおり、「当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる」ことにするのであれば、労働審判員にも電子化された事件記録への同様のアクセス方法を確保することも実現可能だし、そのようにすべきである。前記「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」に関する【意見】2の前段で述べたとおりである。

7 送達等

労働審判手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用する

ことにより) 民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 労働審判手続における公示送達について、(非訟法を準用することにより) 民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

本文及び(注)に賛成する。

8 その他

(注1) ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考えがある。

【意見】

- 1 (注1)に賛成する。
- 2 (注2)に賛成する。
- 3 (注3)に賛成する。

【意見の前提】

(注1)について、前記4「期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の【意見の前提】にて述べたとおり。

なお、証拠調べとしての審尋に関し、ウェブ会議についても、当事者の一方が異議を出せば行えないことにすべきであるとの意見もあった。労働審判手続における直接主義、口頭主義を強調し、対面で行わなかったために、言い分を十分に聴いてもらえず、その結果、調停が成立せず、また、労働審判に対する異議が出て、早期解決ができなくなることを懸念する意見である。

第8 人事訴訟

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

- 1 (1)の規律は、裁判等のIT化促進のため相当である。

なお、(2)の規律により、申立て等が義務付けられる者以外の者も、インターネットを用いて申立て等を行い易くするため、訴状、申立書等について、システム上のフォーマット入力的方式を整備すべきである。また、戸籍謄本、住民票、固定資産評価証明書や登記情報など国や地方公共団体等の行政機関が保有する情報をバックオフィスで連携し、人事訴訟に関する手続の申立てに利用できるようにすることによって国民の利便性に資するシステム開発が望まれる。ただし、バックオフィス連携の実現に際しては、現行の支援措置制度に配慮し、閲覧制限対象者及びその代理人への情報漏洩を防ぐ方策が求められる。

- 2 (2)の規律は、人事訴訟において、訴訟代理人をつけない本人訴訟事件も少なからずあることを踏まえると、申立て等が義務付けられる者を、民訴法第132条の11の規定を適用して、委任を受けた訴訟代理人等としたことは相当である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 民事訴訟のルール of 適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする（書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。）。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）

【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより子（当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子をいう。）の利益を害するおそれがある事項
- ② 他の者が知ることにより当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがある事項
- ③ 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその名誉を著しく害するおそれがある当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

（注）甲案を採用する場合には、事実の調査に係るインターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び（注）に賛成する。
- 2 (2)本文について、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見（ただし、セキュリティが確保されることが前提条件である。）がある。また、甲案を採用する場合、(2)の（注）について、賛成する。

【理由】

- 1 (1)本文の規律は、営業秘密、秘匿事項等について、閲覧・複写等されることによる被害を防ぐため、民訴法の規定を適用し、ファイルに記載することから除外することは相当である。

（注）に関しては、秘匿事項記載部分が、万一、漏えいされた場合には、人身に関わる事態も懸念されることから、その安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずることは相当である。

2 (2)について、事実の調査は、人事訴訟の附帯処分(子の監護に関する処分、財産分与に関する処分及び年金分割に関する処分)並びに親権者の指定に関して行われるものであり(人訴法第33条第1項)、同調査に係る書面は、一般的に、当事者又は第三者の私生活に関する記述が含まれており、プライバシー保護の要請が極めて高いものである。この点、同法第35条第2項において、当事者から、事実の調査部分の閲覧等の許可の申立てがあった場合に、裁判所はこれを許可しなければならないという原則を規定するものの、同項ただし書第1号から第3号(各号)においてはその例外を規定し、裁判所が相当と認めるときに限り閲覧等を認めるとしている。これは、同1号から同3号に規定する事項が、当事者及び第三者の重要な利益、人権に直結するものであり、要保護性が高いものであると考えられたためである(なお、利害関係を疎明した第三者からの事実の調査部分の閲覧等の申立てについては、裁判所による相当性の判断で拒否がなされている(同条第3項)。

(1) 甲案に賛成する意見について

甲案は、この人訴法第35条第2項ただし書の重要性を考慮しており、同各号に該当するおそれがあると認められる事項を記載して、ファイルに記録する対象から除外するという立場に立っており、相当である。

これに対して、乙案は、民訴法第132条の12及び同条の13の規定の限りでの当事者又は第三者の利益保護であり、人事訴訟の特性及び人訴法第35条第2項ただし書の重要性を考慮しておらず、賛成することできない。

(注)については、甲案を採用する場合において、万一、対象部分が漏えいされた場合には、当事者又は第三者に回復不可能な損害が発生すること及び深刻な人権侵害も懸念されることから、対象部分の安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずることは相当である。

(2) 乙案に賛成する意見について

甲案は、訴訟記録の事実調査部分のうち閲覧等を許可しないことができる事項については、ファイルに記録することを要しないとするものであるが、これによると、閲覧等を行うことができる記録が電子化されないこととなる事態が生じることとなる。

すなわち、これらの事項については、裁判所は相当と認めるときに限り閲覧等を許可することができるものと定められており(人訴法第35条第2項)、甲案の①から③に該当しても裁判所が相当と認めるときは閱

覧等が許可されることがある。また、仮に裁判所が許可しなかったとしても、抗告審において不許可決定が取り消され、閲覧等が許可されることもある。そうすると、裁判所の判断によって、前記事項をファイルに記録しなかった場合であっても、その後の判断によって閲覧等が許可されることがあり、その場合、紙媒体等の閲覧謄写をする結果となって、記録の電子化のメリットが失われる。

この点で、秘匿事項記載部分（民訴法第132条の12第1項）とは、性質及び取扱いが全く異なる。

そして、本来、電子化された記録であっても、情報の漏えいを防止するための万全な措置がとられるのであり、前記事項をファイルに記録しないものすべき必要はない。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規定を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとする。

る。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)について、甲案及び乙案のいずれにも反対し、(注)の考え方に賛成する。
- 2 (2)について、本文及び(注)のいずれにも反対し、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。

【理由】

1 当事者の陳述を聴く審問期日について

人訴法第33条第4項は、裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができると規定している。この規定は、裁判所が、直接当事者から事実関係、意見を聴くものであり、他の事実の調査と比較して、裁判官の心証形成に与える影響が大きいとみられることから、他方当事者に立会権が認められたものとされており、実質的には訴訟における口頭弁論に相当するものであると理解されている。したがって、審問の対象となる当事者は、他者からの

影響のない状況において、自分自身の事実認識及び意見を陳述することが求められることとなる。

そうすると、審問手続中の他者からの影響の有無について、映像と音声の送受信によって確認が可能なウェブ会議の方法によることが相当である。また、裁判実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べ的な内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。もっとも当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい（折衷説）。

これに対して、甲案は、電話会議の方法によることも許容するものであるが、仮に、電話会議の方法によった場合には、裁判所及び立ち会った他方当事者に認識されない形で、当事者の審問に第三者が同席し、当該当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることも容易である。その結果、当該当事者自身の事実認識及び意見でない陳述が裁判所に出されることにより、裁判官の心証形成が歪められる可能性がある。したがって、甲案には賛成できない。

なお、障がい者の場合、ウェブ会議・電話会議ともに、十分使いこなせないことも考えられるため、そういった場合にまで、ウェブ会議・電話会議を強いることは妥当ではなく、「相当と認めるとき」に該当するか否かの判断は慎重にすべきである。また、障がい特性に応じて、手話通訳者やウェブ機器操作を支援する介助者の同席等、支援者による合理的配慮の提供が認められるべき場合があるが、他方で、支援者でない者が助言や指示を目的として同席することや、支援者や親族等が当事者への支援を超えて当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることのないよう、十分に留意すべきである。

2 参与員の立会いについて

人訴法第9条第1項において、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち会わせて、意見を聴くことができる旨規定されている。これは、人事訴訟に関する手続において初めて規定されたもので、社会一般の良識、あるいは一般の市民感覚を参与員の意見として反映させることにより、人事訴訟の審理をより充実させたものにとされている。そして、実際にも、例えば、離婚訴訟の本人尋問前に参与員が選任され、本人尋問期日に実際に立ち会い、参与員から本人に対し、裁判長の許可を得て質問を行うという事例なども見受けられるところである。

参与員が意見を述べる前提として、参与員が審理又は和解の試みに立ち会

う場合には、当事者本人の考え等を傾聴し、かつ、当事者を、その言動及び表情から全人格的に把握し、それまでの経緯及び背景事情を含めて、事件を総合的に理解することが求められる。また、(説明)には「期日において意見を述べる必要はな」と書かれているが、期日に立ち会った上で意見を述べる場合に、電話会議の方法による場合には、参与員は当事者の発言(その内容及び声から伝わる感情)から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることはできない。当事者が参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた、審理、手続に対する納得感も低く、その結果、審理が充実したということにならないこともあり得る。

他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めても、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。

したがって、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち会わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであり、当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい(折衷説)。

5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

原則として、賛成する。例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。

なお、民事訴訟手続と同様に考えて本文に賛成し、送付とすべき例外を認めるべきでないとの意見もあった。

【理由】

和解内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もある。そのような場合に、システム送達以外の場合において、強制執行を予定した送達までは

不要である。当事者によっては、送達費用を負担に感じる者もいる。ただし、送達費用を含めた訴訟費用（申立ての手数料）が低額に設定され、それが、当事者に負担感を与えない金額であれば、例外を認める必要はない。

6 電子化された訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(2)において「閲覧

等」という。)の請求をすることができる。

- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

(注1) 電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる((注1)②)ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定(人訴規則第25条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする

の考え方がある。

【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。
- 2 (1) (注) ①から③について、いずれも賛成する。
- 3 (2)ア本文に賛成する。
- 4 (2)ア (注1) ①及び②について、いずれも賛成する。
- 5 (2)ア (注2) については、「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすること」については賛成であるが、「閲覧又は複写を許可する部分の特定(人訴規則第25条参照)に関し、一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方」については、反対する。

ただし、「一定の場合」として例示されている「訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方」については、賛成意見と反対意見がある。

- 6 (2)イ本文に賛成する。
- 7 (2)イ (注1) に賛成する。
- 8 (2)イ (注2) について、賛成意見(すなわち、訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる旨の規定を設ける立場)と反対意見(すなわち、訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる旨の規定は設けない立場)に分かれた。

【理由】

- 1 (1)本文及び(注)の①から③について、いずれも民訴法と同様の規律を設けることに異論はない。
- 2 (2)ア及び(注1)の①及び②について、いずれも民訴法と同様の規律を設けることに異論はない。
- 3 (2)ア (注2) について

(1) 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすること」については、例えば、同一の当事者が、裁判所から閲覧、複写の許可を得たものの、閲覧のみ行い、複写しなかった場合に、後で、複写も必要となる場合が考えられる。その場合、既に、裁判所から同一対象部分の閲覧、複写の許可を得ているので、再度の閲覧、複写の申請を行う必要性はなく、また、許可を不要とすることで何らかの問題が生ずることも考えにくい。

他方、「一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする」ことについては、典型的に、そのような範囲の指定ができるか疑問である。しかも、仮に、事件の審理の当初において、一定の範囲について事前許可をしていたとしても、その後の経過の中で、指定された範囲において、許可できない箇所が含まれることになる可能性は否定できない。そのような場合が見過ごされて、事前許可のもとに、閲覧等が行われた場合には、人訴法第35条第2項ただし書の第1号から同第3号に規定するような人権侵害が発生する懸念がある。このように、事実の調査部分の閲覧等について、人訴法が、特別の規定を設けている趣旨からすると、たとえ、特定の範囲に限定するとしても、事前の許可は相当ではない。

(2) 「一定の場合」として例示されている、「電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものについて、その当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料」について、賛成意見は、訴訟代理人間で資料等の直送が行われている現在の実務に照らし、相手方等が閲覧等しても特段の問題は生じないと考える。

これに対して、反対意見は、そもそも、訴訟代理人が問題ないと判断した上で提出する資料に限定している点について、当事者本人と訴訟代理人とで取扱いを区別する合理的な理由は見出せない。また、訴訟とはいえ、一方当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断したとしても、相手方等において、特に、相手方本人が閲覧することにより、同人の心身への影響等の問題が生じる懸念がある。さらに、事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出する資料は相当限定されることから、許可の在り方について例外を設ける必要性は乏しいと考える。

4 (2)イ及び(注1)は、いずれも当事者が提出したものについて、裁判所の許可を得ないで、当該当事者の閲覧等の請求を認めるものであり、特段の問題は認められないから、相当である。

5 (2)イ(注2)について

(1) 規定を設けることに賛成する意見

現行法上、人事訴訟事件は、基本的に民事訴訟法が準用されていることから考えると、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものについて、その当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料については、裁判所の許可を得ないで、相手方等が裁判所書記官に対して閲覧等を請求できるという規定を置いて、特段の問題は生じないと考えられる。

(2) 規定を設けることに反対する意見

そもそも、訴訟代理人が問題ないと判断した上で提出する資料に限定している点について、訴訟代理人をつけない本人訴訟の場合の当事者本人が問題ないと判断した上で提出する資料は、本規定の対象外となる。しかし、当事者本人と訴訟代理人とで、そのように取扱いを区別する合理的な理由は見出せない。訴訟代理人である弁護士は、提出資料を相手方等に閲覧させるか否かについて合理的な判断ができるが、当事者本人は合理的な判断ができないということであれば、それは、訴訟代理人と当事者本人を差別することにつながる可能性があり、相当ではない。また、訴訟とはいえ、一方当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断したとしても、相手方等において、特に、相手方本人が閲覧することにより、同人の心身への影響等の問題が生じる懸念がある。したがって、このような規定を設けるべきではなく、この点は実務運用に委ねるべきである。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

(2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

民事訴訟と異なる規律にする特段の理由がない。ただし、人事訴訟では特に当事者等のプライバシーに配慮する必要があることから、送達場所不明の被告に対する手続保障という公示送達制度の趣旨とバランスをとりつつ、例えば公示される内容を一定程度限定するなどの措置について検討すべきである。また、民訴法第111条によれば、最高裁判所規則により、書類による公示送達の方法がなくなる懸念もあるところ、高齢や障がいが理由でインターネット環境を保有、活用できない人も一定程度いることに鑑み、同方法も残すべきであり、さらに、「書類の公示送達」か「電磁的記録の公示」かの選択については、高齢や障がいにも配慮した一定の基準に基づいて行うべきである。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限について民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) について、具体的な事例が出された段階で検討する。
- 4 付郵便制度や公示送達制度を悪用して判決が騙取されることをできる限り防止することができるような立法上の手当を検討すべきである。

【理由】

前記【意見】4について、民事訴訟手続ではあるが、近年、付郵便制度を悪用して判決を騙取したという事件が報道された。DVなどやむにやまれぬ理由により、住所、居所その他送達をすべき場所を知られないように生活している当事者については、訴状等の公示送達がなされていることに気がつかないまま、不本意な判決が言い渡されるおそれがある。

このような弊害の発生を防止する立法上の手当についても、検討すべきである（なお、人事訴訟に関する手続だけではなく、民事訴訟手続においても検討が必要である。）。

このような案の一つとして、自らを被告として訴訟が提起されたときには事件管理システムから通知を受ける旨の届出（この届出は、民訴法第109条の2第1項ただし書のシステム送達を受ける旨の届出とは異なるものである。）をして、実際に訴訟が提起されたときには、事件管理システムからその旨の通知を受けることができるような制度を設けることが考えられる。なお、通知を受けた者は、裁判所に住所等を伝えて郵便等により訴状の送達を受けることはもとより、裁判所に出頭して裁判所書記官から訴状の送達を受けることも、システム送達を受けることも可能である。

第9 家事事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手續代理人等

家事事件の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 家事事件の手續において裁判所から選任された者

【甲案】

家事事件の手續において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する家事事件の手續においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

家事事件の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び（注）に賛成する。
- 2 (2)アに賛成する。
- 3 (2)イについて、乙案に賛成する。

【理由】

- 1 (1)本文について、裁判等のIT化促進のため相当である。
（注）については、(2)とも関係するものであるが、申立て等が義務付けられる者以外の者も、インターネットを用いて申立て等を行い易くするため、申立書、事情説明書、その他の書面等について、システム上のフォーマット

入力的方式を整備すべきである（ただし、申立て等を同方式に限定する趣旨ではない。）。また、戸籍謄本、住民票、固定資産評価証明書や登記情報など国や地方公共団体等の行政機関が保有する情報をバックオフィスで連携し、家事事件手続の申立てに利用できるようにすることによって国民の利便性に資するシステム開発が望まれる。ただし、バックオフィス連携の実現に際しては、現行の支援措置制度に配慮し、閲覧制限対象者及びその代理人への情報漏洩を防ぐ方策が求められる。

- 2 (2)ア「委任を受けた手続代理人等」について、家事事件においては、訴訟代理人をつけない事件も相対的に多いことを踏まえると、申立て等が義務付けられる者を、民訴法第132条の11の規定を準用して、委任を受けた手続代理人等としたことは相当である。
- 3 (2)イ「家事事件の手続において裁判所から選任された者」について、相続財産管理人（清算人）及び不在者財産管理人には、法律専門職の者が選任される場合が高いのに対して、成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）については、法律専門職の者の以外の一般人（親族や市民後見人等）が選任される場合も相当数ある。

「成年後見関係事件の概況—令和3年1月～12月—」（最高裁判所事務総局家庭局）によれば、成年後見人等が選任された3万9571件のうち、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたもの（以下「親族後見人」という。）が7852件であり、全体の約19.8%となっている。そして、この親族後見人の内訳は、子が4196件（53.1%）、兄弟姉妹が1196件（15.2%）、配偶者が580件（7.4%）、親が498件（6.3%）、その他親族が1409件（15.2%）となっている。そして、後見等開始の申立てに係る本人の年齢は、男女ともに80歳以上が最も多いことからすると、年齢が50歳以上の親族後見人も相当数いることが推測される。

親族後見人の選任については、被後見人等と日常的に関係があり、同人等からの信頼が厚く、他の親族からも信頼されている者が選任される場合が多くを占めていると思われるところ、このような親族後見人の中には、インターネットの利用を必ずしも円滑に行うことができない者も存在すると推測される。

そうすると、このような成年後見人等が、インターネットを用いてする申立て等の義務付けの対象とされるならば、本来、成年後見人等として選任されるべき親族後見人がインターネットの利用ができないということで排除

されることとなり、結果的に被後見人らに不利益をもたらす可能性もあり、相当でないことは明らかである。

したがって、家事事件の手続によって裁判所が選任した者に関しては、インターネットを用いてする申立て等の義務付けをする規律を設けるべきではない。むしろ、例えば、裁判所への報告書等に関して、記入方法が容易なフォーマット入力を設けることにより、親族後見人においてもインターネットの利用による報告等の提出が促進されることとなる。

また、専門職等後見人、相続財産管理人、相続財産清算人（令和5年4月1日～）及び、不在者財産管理人については、弁護士・司法書士などの専門職が選任されることが多く、義務付けをしても問題はないとも思われるが、専門職の範囲は各家裁で異なっており、必ずしも明確でない。また、民事訴訟手続では義務付けられないのに家事事件の手続では義務付けるべき特段の必要性までは認められない。裁判所が選任した者のうち、どれを義務付けし、どれを義務付けしないのかを全て個別に規定することは煩雑であるし、実益もあまりないことから、裁判所が選任した者について、一律に義務付けする必要はないと考える。よって、乙案に賛成である。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、その余の家事事件については、ファイルに記録するかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねるものとする。

【乙案】

全ての家事事件において、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があったときは、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

【丙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注1) 甲案を採用する場合に、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件については、本文のとおり、電子化をするかどうかは個々の裁判所の適切な運用に委ねるとする考え方(甲-1案)のほか、一定のものについては、法律上の定めとして、同様に電子化しなければならないとするとの考え方がある。具体的には、次のとおりである。

① 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうちの電子化のメリット等が高いと考えられる一定の事件類型にも下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-2案)

② 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件は、電子化のメリット等が特に高くないと認めるものを除いて、下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-3案)

(注2) 丙案を採用する場合について、本文のとおり下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)アの電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の特性の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(丙-2案)がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、

ファイルに記録することを要しない。

イ 家事法特有のルール

【甲案】

家事事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがある事項
- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがある当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることを不適當とする特別の事情がある事項

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)について、丙案に賛成する。
- 2 (注1)について、丙案賛成のため、意見はない。
- 3 (注2)について、(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)に賛成する。
- 4 (2)アに賛成する。
- 5 (2)イ本文について、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見(ただし、セキュリティが確保されることが前提条件である。)がある。
また、甲案を採用する場合、イ(注)について、賛成する。

【理由】

1 (1)の家事事件について、丙案のとおり、電子化を目指す以上は、全ての家事事件について、提出書面等の電子化の対象とすべきである。

この点、甲案は、電子化の対象を家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件とし、別表第1に掲げる事項の家事審判事件（以下「別表第1事件」という。）等を除外し、これらの事件について、電子化するか否かは裁判所の裁量に委ねることとしている。これら除外された事件は、当事者対立構造にないものが多く、インターネットを利用せずに書面等を提出した申立人が、インターネットを利用して記録の閲覧等をするとは限らず、提出書面等を電子化しなくとも、当事者の利便性を損なわないことを理由に挙げている。しかし、別表第1事件の中には、成年後見等に関する全ての事件、親権に関する事件、推定相続人の廃除事件、特別縁故者に対する相続財産の分与事件及び児童福祉法関係事件も含まれており、これらの事件には、実質的に対立構造を孕むもの、事実上第三者が関わるものも存在している。しかも、家事審判事件について、利害関係を疎明した第三者が、事件記録の閲覧等の申立てを請求した場合に、裁判所が相当性を認めた場合には、閲覧等が許可されることとなっているので（家事法第47条第1項、同第2項及び同第5項）、電子化の利便性の要請は当事者だけに限られるものではない。また、別表第1に掲げる事件の中でも後見や財産管理人選任など、手続が長期間にわたって係属し、手続が積み重なっていく事件類型については、電子化によって事件管理が容易になるというメリットがあり、やはり電子化すべきである。したがって、単純に、別表第1事件であるからといって、電子化の対象とはしないということについて、合理的な理由を見つけることはできない。よって、甲案は、相当でない。

また、乙案は、全ての家事事件を電子化の対象とするものの、当事者の申出があった場合に電子化をすることとしている。しかし、この場合、インターネットを利用しないで書面等を提出した当事者が、電子化をしない方向に誘導される可能性は否定できない。よって、乙案も相当でない。

2 (1)（注2）について、丙-2案の「家事事件の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件」が曖昧であるうえ、事案によっては、紙媒体の記録を残す形となり、相当でない。

3 (2)アに関しては、①及び②の「当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。」について、「困難な事情」については、いくつか例示すべきである。また、家事法第47条第4項に基づく

閲覧制限とは違う観点からの制約であることがわかる規定にすべきである（外形的・物理的な観点からの困難性）。

4 (2)イについて

(1) 甲案に賛成する意見について

家事法第47条第4項に規定する閲覧等の制限を行う場合と同様の文言を電子化の場面において規律化したものであり、家事事件の特殊性、特に、プライバシー等の要保護性に配慮した規律であり、相当である。これに対して、乙案は、民訴法に規定する閲覧制限以上の規定を置かないという立場であり、前記の家事事件の特殊性を理解しないもので、相当ではない。

(2) 乙案に賛成する意見について

甲案は、家事事件において裁判所に提出された書面のうち閲覧等を許可しないことができる事項については、ファイルに記録することを要しないとするものであるが、これによると、閲覧等を行うことができる記録が電子化されないこととなる事態が生じることとなる。

すなわち、これらの事項については、裁判所は閲覧等を許可しないことができるものと定められているが（家事法第47条第4項）、それは裁量的であり、甲案の①から③に該当しても裁判所の裁量によって閲覧等が許可されることがある。また、仮に裁判所が許可しなかったとしても、抗告審において不許可決定が取り消され、閲覧等が許可されることもある。そうすると、裁判所の判断によって、前記事項をファイルに記録しなかった場合であっても、その後の判断によって閲覧等が許可されることがあり、その場合、紙媒体等の閲覧謄写をする結果となって、記録の電子化のメリットが失われる。

この点で、秘匿事項記載部分（民訴法第132条の12第1項）とは、性質及び取扱いが全く異なる。

そして、本来、電子化された記録であっても、情報の漏えいを防止するための万全な措置がとられるのであり、前記事項をファイルに記録しないものすべき必要はない。

5 (2) (注) について、甲案の①から③の事項については、一度漏えいされると取り返しのつかない人権侵害につながるおそれがあり、その秘匿要請の高さに鑑み、安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずることは相当であるから、賛成である。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議の方法によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

イ 当事者が立会権を有する審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めない

ものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

(2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に家事審判の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議又は電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとするとともに、当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

(注1) 本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

(注2) ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

【意見】

- 1 (1)アに賛成する。
- 2 (1)イについて、甲案に反対し、乙案の(注)の考え方に賛成する。
- 3 (2)について、本文及び(注)に反対し、参与員が家事審判の手続の期日に立ち会う場合には、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。

- 4 (3)①及び②について、本文及び(注1)について反対し、調査官や技官が家事事件の手続の期日に立ち会い、当該期日に意見を述べる場合には、いずれもウェブ会議を原則とし、当事者に異議がない場合は、電話会議の方法によることも可能とすべきである。
- 5 (3)(注2)について、賛成する。

【理由】

- 1 (1)アの遠隔地要件の削除については、特に、当事者がDV被害者である場合に、同人が遠隔地に居住していない場合であっても、相手方が出席する同じ裁判所の建物に行かざるを得ないと考えただけで、心身ともに大きな不安に襲われ、実際に、心身に支障が出る場合もある。このような当事者が、自宅等からウェブ会議又は電話会議の方法により、家事事件の手続期日に出席できることの必要性は高い。
- 2 (1)イについて

家事法第69条は、別表第2事件に掲げる事項についての家事審判の手続において、家庭裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者の同審問期日への立会権を認めている。これは、その当事者の陳述が裁判所に与える心証の影響の大きさに鑑み、他方当事者には発言内容そのものに限らず、その表情、態度等をその場で検証する機会を与えることが相当であって、後日、調書化された発言内容を、閲覧謄写を通じて知ることができたとしても、それだけでは手続上不十分であるからとされている。

この趣旨に鑑みると、他方当事者の立会権が認められた審問期日に関しては、他方当事者において、陳述を行っている当事者の表情、態度等を検証できることが保証されなければならない。また、実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べ的な内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。

なお、現行の家事法において、事実の調査は柔軟に自由な方式で行うことができることとされており、ウェブ会議に限定する改正を行うだけの立法事実がないとの見解もあるところ、家事法が制定された際、ウェブ会議はなく電話会議だけであったという事情が存在する。また、今般の改正で遠隔地要件が削除され、ウェブ会議や電話会議が利用される場面は相当程度拡大され、当事者の利便性は大きく向上することが想定される。こうした状況下で、手続

保障の観点から、他方当事者の立会権が認められた審問に限ってウェブ会議に限定するとしても、当事者の利便性を害して相当性を欠くといったことにはならない。

他方、審問は証拠調べとは異なることから、証拠調べと同程度に厳格な規律にする必要まではないと考えられることから、民事訴訟手続における参考人審尋の規定（民訴法第187条第3項）を参考に、当事者双方に異議がない場合は、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい（折衷説）。

したがって、乙案の（注）の考え方が相当である。他方、電話会議による方法をも許容する甲案は、家事法第69条が設けられた趣旨を理解していないものであり、相当でない。

実際にも、電話会議の方法による場合には、裁判所及び他方当事者が確認できるのは、陳述を行う当事者の声のみであるから、第三者が隣席し、当該当事者に対して何らかの影響を与える可能性を排除することができない。その結果、裁判所の合理的な心証形成が歪められることとなり、裁判所の判断に問題が生じる可能性がある。すなわち、当事者が立会権を有する審問期日において、電話会議の方法により手続を行うことは、家事法第69条の趣旨に反するものであり、したがって、甲案を採用することはできない。

3 (2)について

家事法第40条において、裁判所が審判をするに際して、参与員は、①裁判官に意見を述べること（同条第1項）、②期日に立ち会うこと（同条第2項）及び③申立人が提出した資料の内容について説明を聴取することができること（同条第3項）が規定されている。このような、参与員の審判への関与は、人事訴訟事件における参与員の期日での意見聴取と同様に、社会一般の良識、あるいは一般の市民感覚を参与員の意見として反映させることにより、審判事件の審理をより充実させたものにする趣旨と理解することができる。参与員の期日への立会いは必要的ではないにもかかわらず、特に、参与員が期日に立ち会う場合においては、当事者本人の考え等を直接、傾聴し、かつ、当事者を、その言動及び表情から全人格的に把握し、それまでの経緯及び背景事情を含めて、事件を総合的に理解することが求められる。かかる場合に、電話会議の方法によれば、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることはできない。当事者が参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた、審理、手続に対する納得感も低く、その結果、審理が充実したというこ

とにならないこともあり得る。

したがって、参与員の関与による審理の充実という家事法第40条の趣旨を実現させるため、参与員が家事審判の期日に立ち会う場合には、少なくとも、ウェブ会議による方法を原則とすべきであり、例外的に、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。

4 (3)①及び②について

現状、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官（以下「調査官及び技官」という。）は、必要に応じて、裁判官の命令により、審問期日及び調停期日に、実際に立ち会い、当事者の言動及び表情等から同人を全人格的に把握した上で、意見を述べている。調査官及び技官において、当事者と直接のやりとりができ、また、当事者の状況を直接把握することができる現実の期日立会が望ましいことはいうまでもないが、現実の立会いが難しい場合には、参与員の場合と同じく、ウェブ会議の方法によることを原則とすべきである。ウェブ会議の方法による場合と比較して、電話会議の方法により、調査官及び技官の音声だけによるコミュニケーションでは、同人らに対する当事者の信頼感の醸成や手続に関する納得感は、かなり低いものであると考えられる。当事者の立場からしても、調査官及び技官の期日への立会い及び意見陳述は、対面又はウェブ会議による方法によるべきである。

したがって、少なくとも、調査官及び技官の期日参加等についても、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。

5 なお、(2)及び(3)は、あくまで、参与員、調査官及び技官が期日において立ち会う場面である。

6 (3)(注2)について、意見聴取の場面であるので、ウェブ会議及び電話会議の方法で行うことで特段問題はない。

5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあつては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

当事者の調停利用の利便性に資するものであり、賛成する。

6 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

乙案に賛成する。ただし、甲案賛成の少数意見もある。

【理由】

調停調書の内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もあり、強制執行を予定した送達までは不要である。そのような場合において、全て送達とする甲案の場合には、送達費用が、当事者にとって負担になる場合がある。したがって、システム送達でない場合において、調停調書の内容に応じて、送達又は送付とすることができる乙案が相当である。なお、申立ての手数料の一本化に関しては、従前よりも高額な手数料にならないようにすべきである。

7 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、

複写（ダウンロード）、事件記録に記載されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができる（（注1）②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」とは、例えば、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

（注3）（注1）の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは当事者及び審判を受ける者となるべき者のみに限るとすべきとの考え方がある。

（2） 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審

判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。
- 2 (1)(注1)①について、賛成する意見と利害関係を疎明した第三者は裁判所設置端末を利用した閲覧等に限るべきであるとする意見に分かれた。
- 3 (1)(注1)②に賛成する。
- 4 (1)(注2)について、「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」に賛成し、「閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方」に反対する。

ただし、「一定の場合」として例示されている「手続代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方」については、賛成意見と反対意見がある。
- 5 (1)(注3)について、賛成する意見と反対する意見(裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができる者について、当事者のほかに、審判を受ける者となるべき者に限定せず、利害関係を疎明した第三者も含めるべきとの意見)がある。
- 6 (2)本文に賛成する。
- 7 (2)(注1)に賛成する。
- 8 (2)(注2)の考え方について、賛成する意見(すなわち、手続代理人が相

手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方が閲覧等する場合に、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる旨の規定を設ける立場）と反対意見（すなわち、そのような規定を設けるべきでないとする立場）がある。

【理由】

1 (1)本文について

電子化されたとしても、家事事件について事件記録の閲覧等の拒否を裁判所の許可にかからしめる必要性に変化があるとはいえない。

2 (1) (注1) ①について

(1) 賛成意見について

利害関係を疎明した第三者として、裁判所に閲覧等が認められた以上は、裁判所設置端末を用いた閲覧等の請求のみに限定する合理的な理由は認められない。

利害関係が認められ、正当に閲覧等する権利を有する者が、費用や手間を掛けずに迅速に閲覧等を実現できる利益を重視すべきである。

また、現行法で、当事者と利害関係を疎明した第三者とで、閲覧等の方法について、差異を設けていないにもかかわらず、IT化によって差異を生じさせるのは不合理である。

(2) 反対意見について

家事事件に関しては、記録の中には、プライバシー等に関わる重要な情報が含まれていることが多く、書面の閲覧や謄写と異なり、複製や送信が容易なデータによる閲覧等はいったんプライバシー侵害が生じると被害回復は容易ではないことからすると、利害関係を疎明した第三者といえども、裁判所設置端末を用いた閲覧等に限定するのが相当である。

3 (1) (注1) ②について

当事者については、事件の係属中いつでも閲覧又は複写をする必要性が高く、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めてもプライバシー侵害のおそれはない。したがって、事件の係属中いつでも裁判所外端末を用い閲覧等を行うことができるものとすべきである。

4 (1) (注2) について

(1) 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」については、例えば、ある部分について閲覧、複写の許可を得たものの、閲覧のみで終

わったときに、後日、複写も必要になる場合が生じることもある。そのような場合に、同じ部分について、その許可が事後的に不適當になるという事態が通常は考えられないので、再度の閲覧等許可の申立てをすることは、当事者にとっても、また、許可をする裁判所にとっても不要の労力を要することとなる。このような場合に、許可を不要とすることによる弊害も考え難い。

他方、「閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）」に関し、「今後提出されるものも含めた範囲の指定」は意味が不明確である。現在の実務では、裁判所は個別に特定した書面について、請求ごとに個別に許可の判断を行っており、包括的な許可はしていない。事前に許可をすることは、許可制の趣旨に反する。また、調停又は審判の当初において、閲覧等を許可すべき範囲の指定を行った（事前許可の対象の特定）場合であっても、その後の、当事者等の立場や事情の変更により、その時点の状況によっては、その後に提出される文書（部分）等について、閲覧等の許可をすることが相当でない場合も生じるので反対である。

(2) 「一定の場合」として例示されている、「手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方」について、賛成意見は、特に、手続代理人間では多くの場合に直送が行われている現在の実務に照らし、相手方等が閲覧等をしても特段の問題は生じないと考える。

これに対して、反対意見は、そもそも、手続代理人が問題ないと判断した上で提出する資料に限定している点について、当事者本人と手続代理人とで取扱いを区別する合理的な理由は見出せない。また、一方当事者の手続代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断したとしても、相手方等において、特に、相手方本人が閲覧することにより、同人の心身への影響等の問題が生じる懸念があることから、やはり相当でないと考えている。

5 (1) (注3) について

前記【理由】2と同旨。

6 (2) 本文について

①については、当事者によっては、提出した書面等の写しを保管していない者もいるため、許容されるべきであり、②及び④については、もともと当

事者は正本の交付を請求できる立場にあり、③についても現行実務上裁判所の許可を得ないで交付を請求できる立場にあることから、弊害は考えにくく、法律に規定することに異論はない。

7 (2) (注1) について

当事者が提出したものであるから、弊害は考えられない。

8 (2) (注2) について

(1) 規定を設けることに賛成する意見について

I T化の利便性を享受するためには相当であり、手続代理人の判断によることとされているため、特段の問題は生じないと考えられる。また、現行実務では、手続代理人がついている場合には、直送により裁判所の許可に関わりなく相手方の目に触れる状況が生じているのに、事件管理システムを経由した訴訟手続になると、直送に類するような提示手段がなくなるのでは、現行実務との乖離が大きすぎる。

(2) 規定を設けることに反対する意見について

手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出した資料を相手方等が閲覧することにつき、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするところについては、手続代理人の場合には許可を要しないと、当事者の場合には許可を要するという区別がなされることとなるが、その区別について、合理的説明がつくとはいえない。しかも、手続代理人は、依頼者の意向、さらには要求に従って、資料を提出せざるを得ない場合があり（むしろ、当事者が相手方に積極的に資料を見せたいと考え、手続代理人に提出を要求する場合もある。）、資料の提出について、手続代理人による合理的な判断が常になされるともいえない。非開示の申出をすべき書面について、きちんと非開示情報の有無をチェックし、適正な判断が手続代理人にできるか危惧がある。そして、提出した資料によっては、相手方にとっては、読むに耐えがたい誹謗中傷であったり、感情的、侮蔑的なものであったりする場合がある。このような資料によって、相手方が精神的に追い込まれる場合もあり、場合によっては、円満かつ円滑な調停運営が阻害される事態にもなりかねない。したがって、このような、調停委員会による円滑な調停運営を阻害する可能性のある（注2）の考え方は相当でない。

よって、このような規定を設けるべきではなく、従前どおり実務の適切な運用に委ねるべきである。

8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達がされれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(後注1) 家事事件の手続において裁判所が行う公告について、最高裁判所規則で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所設置端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(後注2) (後注1)を前提とした上で、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。ただし、民訴法第111条によれば、最高裁判所規則により、書類による公示送達の方法がなくなる懸念もあるところ、高齢や障がいが理由でインターネット環境を保有、活用できない人も一定程度いることに鑑み、同方法も残すべきであり、また、「書類の公示送達」か「電磁的記録の公示」かの選択については、高齢や障がいに配慮した一定の基準に基づいて行うべきである。
- 3 (後注1)について、特に異論ない。
- 4 (後注2)について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとること自体に異論はない。

そして、同方法を採用するのであれば、個別の掲載費用を要する官報公告はなくす方向で検討すべきである。

【理由】

(1)及び(2)について、民事訴訟手続と異なる規律にするだけの特別な理由がない。ただし、(2)については、家事事件の手続では特に当事者等のプライバ

シーに配慮する必要があることから、送達場所不明の相手方に対する手続保障という公示送達制度の趣旨とバランスをとりつつ、例えば公示される内容を一定程度限定するなどの措置について検討すべきである。

9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記載された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考えがある。

【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に具体的な事例が出された段階で検討する。

第10 子の返還申立事件の手續（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手續（ハーグ条約実施法）について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

基本的に、家事事件と同様にIT化することにより。

もともと、子の返還申立事件については、現在、実務的には、手續の迅速性を確保するために、申立書の事前審査が行われており、具体的なシステムを構築する際には、そのような実務を阻害しないような方法を慎重に検討すべきである。

また、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件及び面会交流事件（以下「ハーグ事件」という。）には、申立人が必ず外国居住者であるという特性があり、外国にいる当事者の来日が困難である等、相当な事情がある場合には、ウェブ会議を利用して外国からの手續参加を可能とすべきである。ハーグ事件の申立人が、期日に出席するためには、飛行機代や宿泊費などの多額の費用がかかることはもちろん、期日の前後を含めて仕事を休まなければならないなど、相当な経済的負担が生じる。また、ハーグ事件では家事調停期日が多く設けられるが、外国からの参加が認められないために、調停期日の大半を本人が直接関与できない形で進めざるを得ないということもよくある。さらに、申立人は申立てを行った当事者であり、手續への参加を強く希望しているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、日本への入国についても厳しい規制がなされ、来日することができずに、参加できなかったという事案もある。このように申立人の手續保障のためにも、ウェブ会議の方法により、日本での手續に参加ができるようにする必要性が高い。

ハーグ条約では、不法に連れ去り・留置された子の迅速な返還や面会交流等の確保という目的の実現のために全ての適当な措置をとることが条約上の義務とされている（ハーグ条約第2条）。

法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手續（IT化関係）部会第3回会議（令和4年5月27日開催）でも指摘があったとおり、返還申立事件の手續について、条約に規定がされていない部分については、基本的に締約国、すなわち法廷地国に委ねられていると解されるが、日本が日本の手續法に基づいて手續を実施すること自体が条約のフレームワークの中で

既に許容されており、外国にいる申立人が I T を利用して外国から手続に参加できるようにすることは、子の迅速な返還を実現するという条約の目的に資するので、他の締約国が I T の利用に対して反対をすることはなかなか難しく、国際法違反の主張がなされる可能性は低いのではないかと考えられる。

また、I T を利用した海外から手続への参加が外国における執行管轄権の行使に当たるかどうかは見解が分かれているところであるが、仮に外国における執行管轄権の行使に当たるとして、相手国が同意を与えている場合には相手国の主権を侵害することにはならないと考えられる（「I T 化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ（令和 3 年 4 月）」2 頁）。ハーグ条約では締約国は中央当局を指定することとなっており、日本については外務大臣が中央当局として指定されている（ハーグ条約実施法第 3 条）。そして、中央当局がとるべき適切な措置として条約の適用に対する障害を除去することが中央当局の役割として掲げられているから（ハーグ条約第 7 条 i ）、相手国の主権の侵害が懸念されるために、外国にいる当事者が I T 化を利用した手続参加が実現できないのであれば、中央当局のネットワークを通して当該相手国の同意を得ることにより、そのような懸念も払拭できると考えられる。

したがって、ハーグ条約事件については、他の締約国の状況を踏まえて、国際法に適合するような形で、外国にいる当事者がウェブ会議の方法により、日本での手続に参加ができるようにすべきである。

なお、ハーグ事件について外国からの手続参加を認める場合には、外国にいる当事者に対する訴訟指揮の在り方等を明確にする必要がある。

第 1 1 その他

(注) 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、第 1 から第 1 0 までの規律を踏まえて、I T 化を検討する。

【意見】

賛成する。

仲裁手続に関して裁判所が行う手続には、

- ① 仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与（仲裁法第 8 条第 1 項）
- ② 裁判所による送達（同法第 1 2 条第 2 項前段）
- ③ 仲裁人の数の決定（同法第 1 6 条第 3 項）
- ④ 仲裁人の選任（同法第 1 7 条第 2 項後段以下）
- ⑤ 仲裁人の忌避（同法第 1 9 条第 4 項前段）
- ⑥ 仲裁人の解任（同法第 2 0 条）
- ⑦ 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断（同法第 2 3 条第 5 項前段）
- ⑧ 裁判所による証拠調べの実施（同法第 3 5 条第 1 項）
- ⑨ 仲裁判断の取消（同法第 4 4 条）
- ⑩ 仲裁判断の執行決定（同法第 4 6 条）

（法制審議会令和 3 年 1 0 月 2 1 日報告にかかる仲裁廷の暫定保全措置命令についての執行等認可決定申立手続、違反金支払命令申立手続等が今後法改正で加わる予定。）

があり、仲裁法第 1 0 条により、特別の定めがある場合（同法第 6 条の任意的口頭弁論、同法第 7 条の即時抗告、同法第 9 条の事件の記録の閲覧謄写等）を除き、民訴法が準用される。

これらの仲裁手続に関して裁判所が行う手続についても、第 1 から第 1 0 までの規律を踏まえて、I T 化を検討すべきである。

もともと、仲裁手続は非公開であることが多く、その点が裁判と比較した仲裁の特色の一つとされていることを考慮すべきである。

解釈運用上のことではあるが、裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等については、利害関係のある者の範囲がこれまでよりも広がることのないようにすべきである。